

大窯期工人集団の史的考察

——瀬戸・美濃系大窯を中心に——

藤澤良祐

-
- | | |
|---------------------|---------------------|
| 1. 序——中世窯業の生産経営形態—— | 3. 瀬戸・美濃系大窯の分布と群構成 |
| 2. 瀬戸・美濃系大窯の生産経営形態 | 4. 跋——中世窯業の生産経営形態—— |
-

論文要旨

近年、中世窯業史の研究は、文献史学、考古学等各方面から積極的なアプローチが試みられており、なかでも特に中世陶器（焼物）の生産経営形態についての論考には注目すべきものがある。これまでのところ、中世窯業の基本的生産経営形態を農閑副業とし、專業度の低い半農半工の生産者像を想定する見解が支配的であるが、その論拠となる資料解釈については、様々な問題点が指摘されており、一概にそれを農閑副業と規定することができないのが現状である。

そこで、本稿では、文献史料、考古資料の両面から検討可能な瀬戸・美濃系大窯の生産経営形態について考察した。それによって、まず文献史料からは、16世紀後半から17世紀前半にかけてみられる発給文書に登場する竈屋は、戦国大名をはじめとする為政者から、当該期の職人と同様に諸役免許等の特権を与えられる代わりに、焼物臨時御用、営業税の支払い等の竈屋独特の負担が課せられていたこと、竈屋は商業活動や農業生産に係わりつつも職人（專業集団）として自立した存在であったことを明らかにした。

次に考古資料からは、瀬戸・美濃系大窯の分布状況の分析を通して、大窯生産技術の拡散現象は、文献史料の竈屋と同様、一般の工人集団についても專業集団として生産を行っていたことを示すこと、また窯跡の分布は、大窯成立の直前には既に村落部に集中しはじめており、工人集団の專業集団としての性格は、遅くとも15世紀後半までは遡ることを明らかにした。

そして、瀬戸・美濃窯の大窯の群構成は、織田信長の統一以前と以降とは大きく異なっていることから、瀬戸・美濃窯の工人集団は、信長政権による領国の内外を含めた流通システムの掌握を主眼とする経済政策に直接組み込まれていった可能性を指摘した。

1. 序 ——中世窯業の生産経営形態——

近年、中世窯業史の研究は順調に進展し、文献史学、考古学等各方面からの積極的なアプローチが試みられており、そのなかでも特に中世陶器（焼物）の生産経営形態に関する論考が注目される。

まず、文献史学の側からは三好基之氏が、文安2年（1445）正月から翌年の正月までの東大寺領摂津国兵庫北関の通関記録簿である『兵庫北関入船納帳』における備前焼の出荷が、旧暦の6月から9月の夏季に集中することから、備前焼の生産は秋の農繁期を避けて行われたとし、応安4年（1371）、今川了俊が山陽道を西下した際の紀行文である『道ゆきぶり』の記載にみられるような専業の生産者集団の存在を認めつつも、工人の多くは農業生産から未脱離の状態であったとして⁽¹⁾いる。

さらに石井進氏は、三好氏の論考を支持するとともに、備前焼のみならず銘文を残す各地の中世窯の製品、いわゆる紀年銘資料をみても製作月が農閑期にあたる場合が多いとし、窯業生産の季節性は、備前窯以外の多くの中世窯にも共通すると述べている。そして備前焼の生産組織については、水ノ子岩海底沈没船出土の備前焼の分析結果から、原料の採土から素地の作成、成形、乾燥までの多数の工人による作業単位が、焼成の段階でより少数の窯に集中、集約されるとし、多少の問題は残るとしながらも、これら少数の窯の所有者は、『古伊部神伝録』等の文献史料から在地の土豪・領主的存在、多数の工人たちは一般の百姓的存在であろうとして⁽²⁾いる。

一方、考古学の側では吉岡康暢氏が、珠洲焼の窯跡の分布、群構成の分析から、珠洲窯の生産規模、生産単位および生産力の推定を通して、窯業の生産性に対する過大評価は慎しむべきであるとし、さらに16世紀後半の越前窯については、天正5年（1577）の「平等村指出」にみられる平等村上層農民の略押と、越前焼に施された刻文が一致することから、長百姓を中心とした惣村的結合を基軸とする農閑副業として展開したと述べ、このような越前窯の生産体制は、元禄16年（1703）の「平等村大差出状」の記載から江戸時代まで存続する面があったとして⁽³⁾いる。

以上のように、中世窯業の基本的生産経営形態を農閑副業とし、専業度の低い半農半工の生産者像を想定する論考が支配的であるが、その論拠となる資料の解釈については、次のような問題点が指摘されている。

まず、『兵庫北関入船納帳』については、中世備前焼の消費遺跡における出土状況からみて、15世紀前半代は備前焼の飛躍的な上昇期にあたり、兵庫北関への出荷は、西日本一帯の他の港湾への出荷の一部に過ぎないであろうこと、また時期はやや遡るが、水ノ子岩海底沈没船の如く、兵庫北関の間丸二郎三郎が荷受した地廻り廻船の4倍以上の備前焼を積載した大形廻船が存在することから、当史料にみられる備前焼出荷の季節性の原因を即、生産者側にのみ求めることはやや性急ではないであろうか。すなわち、備前焼が文安2年6月から12月の間、計21回に亘って出

荷されたという事実は、少なくともその期間は、備前焼を安定的かつ恒常的に出荷しうる集積場（出店）的存在を浦伊部港の周辺に予想せしめるものであり、もしその存在が可であるとすれば、当史料における出荷の季節性は、問丸二郎三郎による備前焼の販売権の掌握等を含めた流通システムの問題、あるいは消費地での需要の問題として捉えられるかもしれない。

それでは、紀年銘資料についてはどうであろうか。中近世の越前・信楽・丹波・備前焼の紀年銘資料の分析を通して焼物の生産月を考察した田中照久氏は、上記の四生産地の内、最も北で日本有数の豪雪地帯に立地する越前窯では年1回秋のみの生産であるが、最も南に位置する備前焼では春に生産の中心を置きながら夏・秋の生産は当然であり、一部冬季間の生産も可能であったとし、さらに両生産地の中間に位置する信楽・丹波窯では春・秋2回の生産が行われたと推測している。また、同じく各中世窯の紀年銘資料を時期別に分析した赤羽一郎氏は、12～14世紀では春の農繁期を回避した生産が予想されるのに対し、15・16世紀では、通年生産が想定されるとした上で、築窯から製作、焼成、窯出しまでの労働力の推計を基に、12～14世紀の農業暦に規定された段階では年1回、農業暦から陶器生産暦が脱却したと考えられる15・16世紀にあっては年2回を限度とする生産を推測している。いずれにせよ、中世陶器の紀年銘資料は、量的には僅少で、特に古い段階のものは宗教関係用具などの特注品が多く、紀年銘に発注者の意志がある程度反映されるため、正確な製作年月日が必ずしも記されていない可能性があり、これ以上の立入った論議は差し控えるべきであるが、これまで管見に触れた限りにおいても、冬の農閑期(11月～1月)のものは非常に少なく、3月・4月にピークをもちつつも2月～10月までは農繁期とは無関係に存在しており、この点からの窯業生産における農閑副業の立証はむずかしいように思われる。

さらに、16世紀後半の平等村の窯業生産の動態については、当該期の越前窯の生産規模と、消費遺跡における越前焼の流通量の分析から元禄16年の「平等村大差出状」にみられるような農閑副業的なものではなく、かなり專業化、組織化した陶主農副的な経営形態を予測する批判的見解もみられ、中世窯業の基本的生産経営形態を一概に農閑副業と規定することには、問題点も多く検討の余地を残している。

さて、中世唯一の施釉陶器の生産地であった瀬戸窯においても同様のことが指摘できる。中世瀬戸焼（古瀬戸）の窯跡の分布状況を概観すると、14世紀前半以降に徐々に東部の丘陵地帯に拡がり、15世紀中葉には美濃、三河、遠江地方まで拡散するが、15世紀後葉の「大窯」の成立の直前に山中から集落周辺に集中してくる。しかし16世紀後葉には大勢が美濃に移り、遠江、越中などにも瀬戸・美濃系大窯が成立し瀬戸市域の窯跡は激減するが、17世紀初頭には再び瀬戸市域にもどってくる。このような国を越えての広範囲な窯跡の分布状況を、生産技術そのものの伝播ではなく生産者集団の移動と解することが許されるならば、瀬戸窯の生産者集団は、農閑副業の農民層とは考えにくく、窯業生産に比重の重きを置く專業集団とみたいところである。

一般に、文献史料では、土器作の場合は給免田を保証された「職人」として、さらにはその売りに携わった土器売の活動を明確に知ることができるのに対し、土器作よりはるかに高度で専門

的技術を必要とする陶器生産者(陶器造)の直接的な「職人」的活動を示す史料はないといわれ⁽¹⁰⁾ている。瀬戸・美濃窯においても同様で、陶器生産者が文献史料に登場するのは16世紀後半、すなわち窯跡が山中から村落へ移動して暫く経ってからのことである。これは窯の耐用年数が、それを相伝の財産とするほどに長くなく相論、譲与、売買などの対象にならなかったこと、焼物が⁽¹¹⁾現物の公事等になることはほとんどなく荘園公領制の取捨体制の枠外に置かれていたこと等⁽¹²⁾に関連するかもしれない。しかし、土器作のような「職人」像が想定できないからといって、ただちに半農半工の農民像を付与することは、瀬戸窯をはじめとする各中世窯の分布域が、単一の荘公域に限定できないことからしてやや躊躇せざるをえないのである。それでは、陶器造に対してはどのような生産者像が与えられるのであろうか。中世社会には、土器作のように荘園公領制下「職人」として明確に位置付けられたもの以外に、文献史料には表われない專業集団の存在を想定することはできないのであろうか。

以上のような疑問を解決すべく、窯業史研究における当面の課題は、中世窯業の基本的生産経営形態を再検討し、それを歴史的に如何に位置付けるかという点にあると思われるが、本稿ではその前提的作業として、窯業史上、中世から近世への過渡期といわれる「大窯の時代」⁽¹³⁾にスポットをあて、各窯業地のうち文献史学、考古学の両面からアプローチの可能な瀬戸・美濃系諸窯を対象とする。そして、陶器生産者に宛てられた文書の分析を基に、彼らの支配構造や存在形態を類推するとともに、瀬戸・美濃系大窯の分布、さらに群構成の分析から、中世から近世への過渡期における生産者集団の移動と定着の歴史的背景について考察するつもりである。

註

- (1) 三好基之「中世備前焼の交易」(『海底の古備前 水ノ子岩学術調査の記録』1976年)。
- (2) 石井進「中世窯業の諸相」(『講座日本技術の社会史 第四巻』1984年)。
- (3) 吉岡康暢「中世陶器の生産経営形態——能登・珠洲窯を中心に——」(『国立歴史民俗博物館研究報告 第12集』1987年)。
- (4) 註(1)文献。
- (5) 註(3)文献。
- (6) 赤羽一郎「常滑窯をめぐる若干の考察」(『知多半島の歴史と現在 No. 2』1990年)。
- (7) 田中照久「文達瀬から発見された越前焼」(『福井考古学会会誌 第5号』1987年)。
- (8) 註(6)文献。
- (9) 小野正敏「中世陶磁器研究の視点と方法」(『考古学の中世史研究』1991年)。
- (10) 網野善彦「荘園史の視角」(『講座日本荘園史 I』1989年)。
- (11) 同上。
- (12) 註(3)文献。
- (13) 吉岡康暢「15・16世紀の窯業生産」(『東日本における中世窯業の基礎的研究』1989年)。

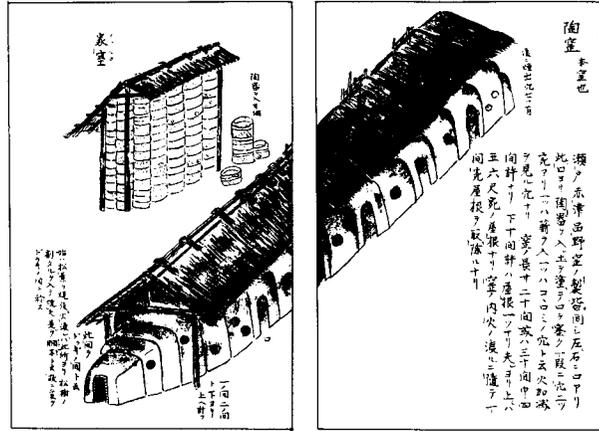
2. 瀬戸・美濃系大窯の生産経営形態

はじめに

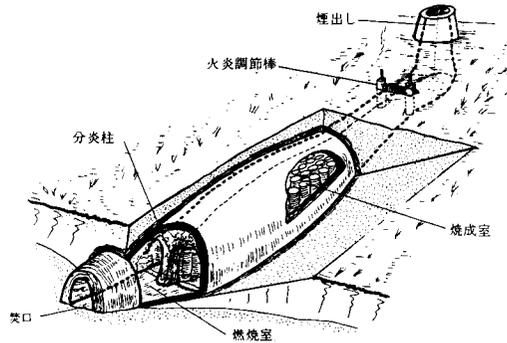
瀬戸・美濃地方で「大窯」といえば、史料用語としては、17世紀初頭に肥前地方から新たに導入された「小窯」、いわゆる連房式登窯以前に当地方に存在した窯式全般を指す名称と思われるが、発掘調査によって窯体構造の解明が進展した今日では、焼成室が地下式あるいは半地下式の「窖窯」とも明確に区別されている。すなわち、考古学的にいう瀬戸・美濃系大窯とは、焼成室は旧来の窖窯と同じく単房であるが、地上に構築されるため天井を支える柱（天井支柱）を有し、焼成室と燃焼室の境には、燃焼効率を高めるため一段高い段を設け、さらに分炎柱の左右に小分炎柱を配して後出の連房式登窯にみられるような縦狭間構造を採るところに最大の特徴がある⁽²⁾。

このような窯体構造を有する瀬戸・美濃系大窯は、これまでのところ、愛知県瀬戸市の瀬戸窯、岐阜県土岐市、多治見市など東濃地方南部に展開する美濃窯を中心として、岐阜県恵那市、中津川市に点在する恵那・中津川窯、愛知県西加茂郡藤岡町の藤岡窯、知多郡南知多町日間賀島の下海窯、さらに静岡県引佐郡細

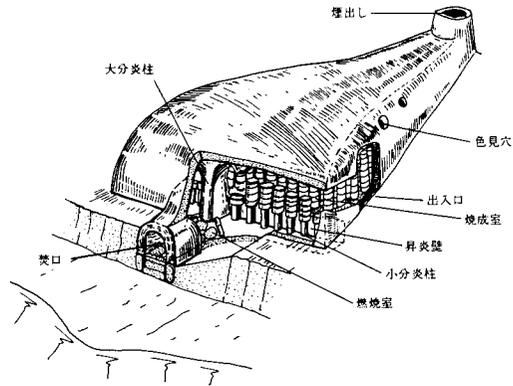
江町の初山窯、静岡県榛原郡金谷町および島田市の志戸呂窯、富山県中新川郡立山町、同郡上市町、滑川市の越中瀬戸窯において確認されており、その他にも窯体構造は異なるが、長野県飯田



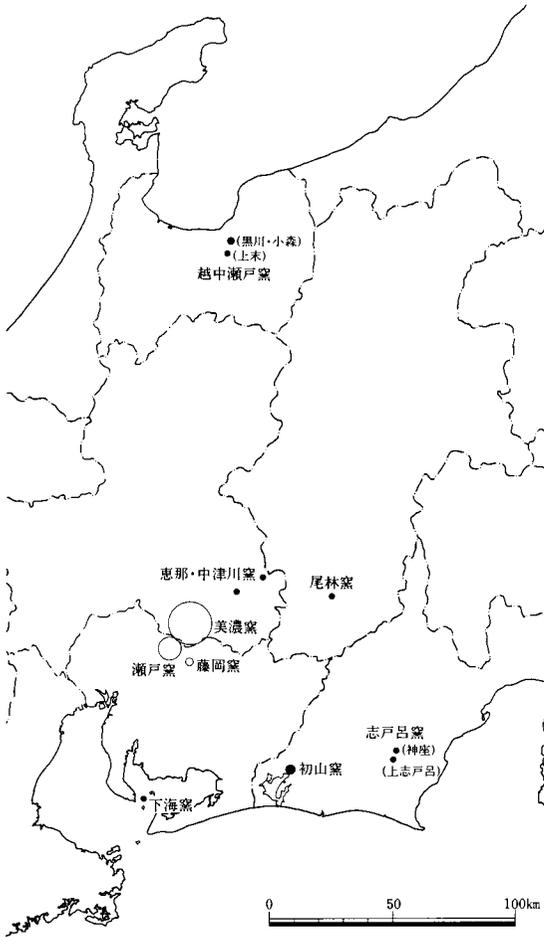
第1図 連房式登窯の図（『張州雑誌第12巻』より転載）



第2図 窖窯模式図（『日本やきもの集成3』より転載）



第3図 大窯模式図（『日本やきもの集成3』より転載）



第4図 瀬戸・美濃系大窯分布図

市の尾林窯は、瀬戸・美濃系大窯の技術系譜をひく窯跡と思われる。

さて、前記の瀬戸・美濃系諸窯のうち瀬戸窯、美濃窯、志戸呂窯、越中瀬戸窯では現在でも窯業生産が存続しており、大窯期の生産経営形態を類推する上で重要な文献史料が残されている。それらの史料は、制札、朱印状など当時の為政者が、生産者集団自身に、あるいは彼らの生産、生活の場であった村落の百姓等に発給したものと、生産者自身が、自らの由緒等を記したものとに大別が可能であるが、ここでは取り敢えず、より古い年号が記された前者を中心に地域毎、年代順に列記してその概要を述べる。なお、発給文書は、各地域とも16世紀後半からほぼ17世紀前半にかけてのものであり、15世紀末葉から17世紀初頭という瀬戸・美濃系大窯の主要操業期間とは、ややずれることを予めお断わりしておかなければならない。

(1) 発給文書の概要

(1) 瀬戸・美濃窯⁽³⁾

史料1 永禄6年(1563)、織田信長が尾張統一の直後に発給したもので、第1条では瀬戸焼の売買について、諸郷の商人の領国内での自由往反を認め、第2条では市の当日、米穀や海産物などの出入りを認めるとともに、商馬の市への米訪を強制し、第3条では新儀の諸役や郷質、所質を取ることを禁止しており、諸郷の商人が、尾張国内への焼物流通の一翼を担っていたことは明らかである⁽⁴⁾。なお、本文書は、陶器生産者に直接宛てられたのではなく、瀬戸焼売買の保護を目的として瀬戸の市場に宛てられたものであるが、史料6に登場する下品野(現、瀬戸市)の加藤新右衛門家が永らく所蔵していることから、瀬戸物市場と陶器生産者との関係が興味深い⁽⁵⁾。いずれにせよ、本文書は先学の指摘どおり、信長の尾張統一に伴う領国内の統済政策の一環として、瀬戸焼売買による商業税を見込んでの発給となったものであろう⁽⁶⁾。

史料2 宛所は明記されていないが、『大平竈由緒記』によれば美濃焼の陶祖の一人となる加

表1 発給文書一覧表

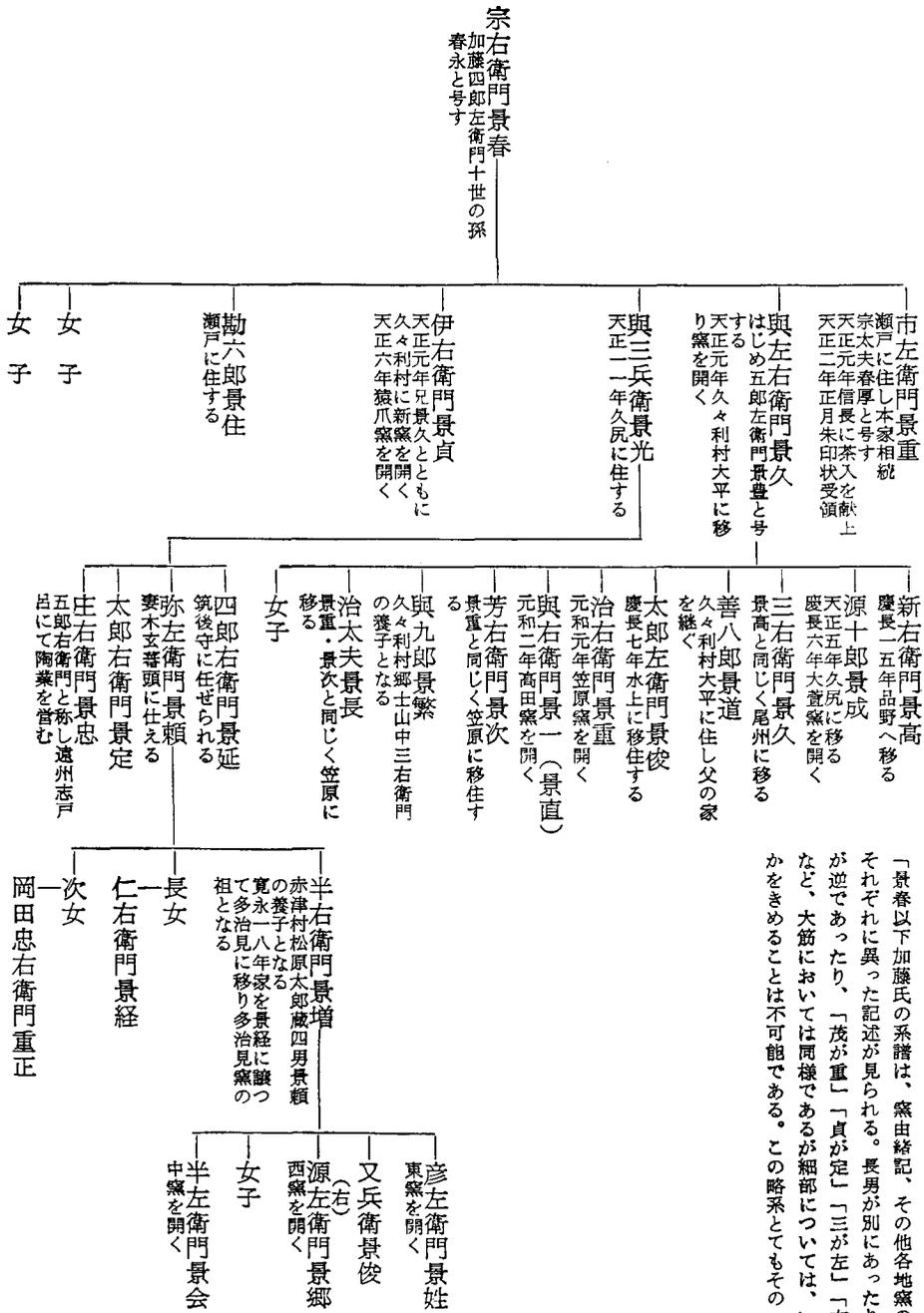
地域	No.	年月日	発給者	宛所	内容	出典
瀬戸・美濃	1	永禄 6. 12	織田信長	瀬戸	往還許可・新儀諸役免許(商人)	瀬戸市近世文書集 第一集 口絵
	2	天正 1. 3	(織田信長)	(加藤五郎右衛門)	開窯許可, 陶土採掘・焚木伐採許可, 年貢・諸役免許他	美濃古窯文書 p. 18
	3	天正 2. 1. 11	織田信長	賀藤市左衛門尉	定住命令	美濃の古陶 p. 56
	4	慶長 2. 7. 5	後陽成天皇	(加藤四郎右衛門)	官途状案	〃 p. 56
	5	慶長15. 2. 5	寺西藤左衛門	赤津村庄屋 宗左衛門	還住許可・諸役免許(竈屋衆)	張州雑誌 第12巻 p. 145 他
	6	慶長15. 5. 5	原田右衛門他 1 名	新右衛門他 1 名	諸役免許	瀬戸市近世文書集 第二集 p. 40
	7	慶長20. 1. 11	妻木伝兵衛	大平次左衛門他 2 名	諸役免許, 焚木伐採・田畑開墾・往還許可他	笠原町史 その4 図版2
	8	慶安 2. 12. 20	長谷川藤左衛門	駄知村竈家衆	竈役銀請取	岐阜県史史料編 近世九 p. 719
志戸呂	9	天正16. 5. 14	徳川家康	瀬戸者等	焼物商売役免許	静岡県史料 第4号 p. 148
	10	天正16. 5. 20	徳川家康	金谷宿中	伝馬手形	〃 p. 149
	11	慶長 4. 5. 3	横田村詮	やき物師中	棟別・畑年貢免許安堵, 公方役命令, 定住命令	〃 p. 150
	12	慶長12~ 元和 2. 3. 12	浅原忠次	志とろ かめ山衆	焼物御用命令	〃 p. 150
	13	元和 1. 6. 23	彦坂光正	志とろ せと物やき 七右衛門	焼物御用命令	〃 p. 151
14	万治 1. 11	森小左衛門他 2 名	横岡村 瓶焼中	新田開発許可, 諸役・年貢免許(3年間)	〃 p. 152	
越中瀬戸	15	天正16~ 天正18. 6. 11	前田五郎兵衛	上末村 百姓中	小二郎来村通知, 陶土採掘・焚木売買・商人保護他	越中瀬戸 一発祥四百年記念誌一 p. 1
	16	〃 4. 26	前田五郎兵衛	末村 百姓中	陶土採掘独占許可(小二郎)	〃 p. 3
	17	〃 7. 7	前田五郎兵衛	上末 小二郎	注文品無償領布禁止	〃 p. 3
	18	文禄 2. 4. 1	前田利長	せとやき 彦右衛門	開窯許可, 定住命令	〃 p. 17
	19	慶長 3. 2. 8	前田利長	武田宮内少輔	瀬戸役銀請取	〃 p. 17
	20	慶長 3. 7. 10	前田利長	瀬戸 孫市	開窯許可, 定住命令	〃 p. 17
	21	慶長 5. 7. 16	奥村藤主	芦見せと 孫市	焚木伐採許可, 諸役免許	〃 p. 19
	22	慶長 7. 7. 13	前田権九郎	せと物やき 両人方	焚木伐採許可	〃 p. 18
	23	寛永17. 12. 6	葛巻隼人	瀬戸 九左衛門	釜役命令, 棟別年貢免許, 焼物御用命令	〃 p. 31

藤五郎右衛門が、久尻村(現、土岐市)奥山の太平(現、可児市)で良土を発見し開窯しようとしたところ、久尻村の百姓に妨げられたため信長に訴え、本文書の発給となったといわれている。第1条では久尻村で郷を開き築窯すること、また焚木や陶土は自由に取ってよいこと、第2条では田畑は自由に起こしてよく、年貢、諸役は免許することが記されている。なお、天正元年(1573)は元龜4年7月に改元されるので、発給年月には明らかな矛盾があるが、信長が美濃地方を領国化する時期とほぼ一致し、内容的にも当該期の文書として合理性があるため、敢えて紹介した。

史料3 正徳2年(1712)に記された『織田信長朱印状由来記』⁽⁸⁾によると、信長が瀬戸の加藤市左衛門に焼物を献上させたところ、非常に良い出来であったのでそれを賞して本文書の発給となったが、市左衛門は同業者の嫉みを受け、危害を恐れて本文書を隠覆し、母方の縁者を頼り久尻村へ移ったといわれている。なお、本文書は従来、瀬戸焼の窯の使用を市左衛門のみに許可したとする「瀬戸焼窯独占免許」、あるいは他所の窯の使用を一切認めないとする「禁窯令」と解釈されてきた。しかし、他の発給文書にみられるように一般に戦国大名は、領国内の商工業の振興を図っており、他所の窯業を禁止したとは考えにくく、また、本文書の宛所は、あくまでも市左衛門個人となっていることから、市左衛門個人に対する他所における禁窯令、すなわち、移動禁止令とみた方がよいと思われる。⁽¹¹⁾

史料4 『清安寺由来記』⁽¹²⁾、『瀬戸大竈焼物並唐津竈取立由来書』⁽¹³⁾等の由緒書によれば、加藤四郎右衛門が、正親町上皇に白薬手の茶碗を献上したところ、それが賞され筑後守に任ぜられたといわれている。このような官途受領名は、番匠、鋳物師、紺屋などの職人にもみることができ、職種によって一定の傾向と地位をもつことが指摘されている。それでは、筑後守という官途受領名は、陶器生産者にとって如何なる意味があったのであろうか。当時、北九州地方には、肥前唐津焼、豊前上野焼、筑前高取焼などを中心に、朝鮮半島からの新たな窯業技術の直接的導入によって数多くの窯業地が成立し、筑後地方にも窯業地が存在した可能性があること⁽¹⁵⁾、また、四郎右衛門自身『瀬戸大竈焼物並唐津竈取立由来書』によれば、瀬戸・美濃地方で最初に唐津竈=連房式登窯を導入した人物とされており、当時の瀬戸・美濃窯の陶器生産者にとって北九州地方は、窯業生産の最先進地帯として重要な意味をもっていたものと思われる。

史料5 尾張藩の国奉行の一人である寺西藤左衛門から、赤津村(現、瀬戸市)の庄屋宗左衛門に発給されたものである。内容は、赤津村へ竈衆(陶器生産者)が移りたいという理由は道理に適っており、今は丁度よい時期であるためすぐに越して来るように命じたこと、また、諸役はすべて免除するので、それらのことを承知しておくことが記されている。発給年は、干支と発給者の関係からみて慶長15年(1610)であり、因みに『唐三郎文書』⁽¹⁶⁾等によれば、この時赤津村に移った陶器生産者は、美濃国郷ノ木(現、土岐市)にいた利右衛門(後の唐三郎)と仁兵衛で、彼らは竈場、細工場、居屋敷として8反5畝24歩の土地と高20石を永代拝領し、さらに苗字帯刀を許され御竈屋に列せられたといわれている。なお、「只今時分之間」とあるのは、慶長15年には名古屋城築城が始まっており、清須越しに伴う必要物資等を確保するため本文書の発給となっ



〔竈元祖由緒記・美濃陶器誌〕

「景春以下加藤氏の系譜は、窯由緒記、その他各地窯の系譜などそれぞれに異った記述が見られる。長男が別にあつたり、三男と四男とが逆であつたり、「茂が重」「貞が定」「三が左」「右衛門と左衛門」など、大筋においては同様であるが細部については、いずれが真であるかを定めることは不可能である。この略系とてもその一例である」

第5図 美濃陶祖略系図 (『多治見市史 通史編上』より転載)

たものと思われる。

史料6 尾張藩の国奉行である原田右衛門と寺西藤左衛門から、陶器生産者である新右衛門、三右衛門に宛てられたもので、下品野村（現、瀬戸市）に方々より来た陶器生産者は、諸役を免除するといった内容のものである。「下品野村竈屋由緒書上」等によれば、当時、美濃国水上村（現、瑞浪市）にいた新右衛門、三右衛門は、下品野村に移ることにより、竈場、職場、居屋敷として5町5反の除地と、米10石、金30両を合わせて拜領したといわれている。発給年は、史料5と同じく慶長15年で、内容的にも類似しており、尾張藩の経済政策の一環として発給されたことは明らかである。ただし、両者の大きく異なる点は、宛所が史料5では村の庄屋であるのに対し、本文書では陶器生産者自身になっているところにある。しかし、赤津村では同様の内容の文書が、生産者にも発給されたと伝えられており、本来、この種の文書は、村方と生産者の両方にほぼ同時に発給されたとみるべきであろう。⁽¹⁷⁾⁽¹⁸⁾

史料7 慶長20年（1615）、妻木領主妻木雅楽助家頼の父、伝兵衛貞徳（頼忠）より大平（現、可児市）から笠原村（現、笠原町）へ、陶器生産者を越させる際に発給されたもので、第1条では諸役を免除するが、御たいとうの役は勤めること、第2条ではせいとうの藪林以外、笠原山の焚木を切つてよいこと、第3条では永荒れの田畑は起し次第取らせること、第4条では竈年貢は1竈に付いて銀3匁ずつとすること、第6条では米は他所で買わなくても知行の米を買って与えること、第7条では笠原村で生計が成り立たない場合は、理由をいえば間違いなく他所に越させることが記されている。すなわち、本文書には陶器生産者に対する移動の際の諸条件が明示されており、これらをまとめると、まず陶器生産者の権利としては、史料2と同様、諸役が免除、焚木伐採や新田開発が許可され、また赤津村、下品野村でみたように米も貰っている。なお、これは史料2、史料3とは対象的であるが、移動の自由も認められている。一方、それらの権利に対しては、「御たいとうの役」と、「かま年貢」（営業税）の徴収が義務付けられている。⁽¹⁹⁾

史料8 慶安2年（1649）、長谷川藤左衛門から駄知村（現、土岐市）の陶器生産者に宛てた「竈役銀」（営業税）の請取書で、土岐市駄知町の水野惣七家には、寛政2年（1790）までにこの種の請取書が5通現存している。⁽²⁰⁾ また、寛文9年（1669）の「駄知村竈役由来書上」によれば、⁽²¹⁾ 駄知村の竈役は大久保長安により定まったとあり、17世紀初頭には竈役が課せられていたことが判明する。なお、正保2年（1645）の『美濃国郷帳』によれば、土岐、恵那両郡の村々には小物成として竈役が記されており、⁽²²⁾ 駄知村は岩村藩領でありながら「小物成銀三拾匁 御蔵入竈役岡田将監」となっていることから、長谷川藤左衛門は美濃郡代の役人と思われる。

(2) 志戸呂窯⁽²³⁾

史料9 天正16年（1588）、徳川家康の代官浅井雁兵衛より、遠江国志戸呂に在留する瀬戸之者等に宛てられた朱印状である。瀬戸之者とはおそらく瀬戸地方からきた陶器生産者で、家康の分国中における焼物の商売之役（商業税）が免除されている。これによって陶器生産者自身が、史料1でみられたように市を媒体として、焼物の販売を行っていたものと思われる。なお、家康

が当時の志戸呂窯の存在する遠江・駿河の両国を完全に領国化するのは、武田氏の滅亡する天正10年以降であることから、その後暫く経ってからの発給文書である。

史料10 やはり浅井雁兵衛が署名した志戸呂窯のある金谷（現、金谷町）から、家康の居城する駿府までの伝馬手形である。干支、閏月の関係から天正16年に発給されたことは確実で、宛所は金谷宿中であるが志戸呂窯の生産者が永らく保管していたところに意味がある。おそらく、家康への焼物上納のために伝馬の使用が許可されていたものであろう。なお、本文書は史料9と発給年月日が近いことから、史料9における商業税免除の代償として、本文書で焼物上納の義務が課せられたとする興味深い見解がある⁽²⁴⁾。

史料11 家康の関東入府後に駿府城主となった中村一氏は、家老横田村詮を代官として駿河一国に大閭検地の理念に基づく検地を実施するが、その際に駿河国側の陶器生産者宛に発給されたものである。内容は、居屋敷と畑は従来どおり無役地とするので、在所に専住し、公方役を勤めるよう命じている。ここでいう「公方役」とは、営業税的なものでなく陶器生産者としての役、すなわち焼物御用のことかと思われる。なお、中村一氏が駿河国を領有したのは天正18年から慶長5年までであるので、本文書の発給年は干支からみて慶長4年（1599）であろう。

史料12 当時大御所として駿府城で君臨した家康の代官の一人、浅原忠次により志戸呂窯の生産者に対し発給された書状である。内容は、家康が欲している焼物、すなわち上納品の細工の様子を聞かせるので、だれでもよいから一人急いで駿府まで来るように命じている。家康の大御所時代、慶長12年から元和2年の間の発給文書である。

史料13 やはり当時駿府城にあった徳川頼宣の重臣で、駿府町奉行の彦坂九兵衛が志戸呂窯の生産者である七右衛門に宛てた書状で、山折詰の御用に使う壺を6個、相賀（現、鳥田市）の藤七郎に渡すこと、壺の様子は藤七郎に任せてあることが記されている。発給年は、閏月の関係から元和元年（1615）である。

史料14 万治元年（1658）、掛川藩主が北条氏重から井伊直好へ交代の際、森小左衛門他2名が横岡村（現、金谷町）の陶器生産者に宛てた書状である。内容は、数年前に横岡村の庄屋や百姓に夫食などまで貸して新田開発するように命じたが、いろいろと文句を言って起こさなかった。その事を申し上げたところ、代わりに陶器生産者に開発させるよう言われた。よって諸役を免除するので精を出し新田にすること、そして、3年が経過したら相応の年貢を納めることを命じたものである。本文書によって、志戸呂窯の生産者は新田開発をはじめとして農業生産に携わっており、彼らは、この時点では百姓的性格をかなり強めていたことは明らかであるが、これをもって即、陶器生産者の基本的生産形態を戦国期まで遡らせて半農半工とすることができないのはいうまでもない。

(3) 越中瀬戸窯⁽²⁵⁾

史料15 発給者は前田利家の異母兄で、天正16年から18年にかけて越中瀬戸窯のある越中国新川郡の管理を任されていた五郎兵衛安勝により、上末村（現、立山町）の百姓中に宛てられた書

状である。内容は、小二郎という陶器生産者を上末村へ越させ、前田家の注文品（上納品）を焼かせるので、白土（陶土）は小二郎一人に取らせること、小二郎の竈に出入りする商人に対し妄りに狼籍を働かないこと、また焚木は皆で伐採し、大方を小二郎が買えば在所も富貴となるので、百姓共は手落ちなく世話をやくように命じている。

史料16 史料15と同様、前田五郎兵衛安勝から上末村の百姓中に宛てられた文書で、前の書状で命じたように白土は小二郎一人に取らせ、他の者には訳もなく取らせないこと、小二郎は腕が良いから前田家の注文品を焼かせているので、上末村に安住できるよう良く面倒をみることを命じており、特に白土採掘の件について念押ししている。史料15・16によって、「白土」とは前田家の注文品に用いられる良質の陶土であろうこと、また小二郎以外にも周辺に陶器生産者が存在するが、彼らは小二郎のように前田家の御用を勤めていないことなどが判明する。

史料17 やはり前田五郎兵衛安勝から陶器生産者である小二郎に直接宛てられた書状である。内容は、小二郎が賃なし（無料）で「あつらへ物」（注文品）を焼いていることを聞いたが、そのようなことは違反であること、もし是非に注文したいという者があれば前田家に報告することを命じている。さて、ここで一つ留意しておかなければならないことは、「あつらへ物」とは、⁽²⁶⁾おそらく茶入、茶壺などの特殊品を指しており、小二郎の竈と比定されている上末山下窯で多量に採集される小皿類、播鉢など一般的な生活必需品とは区別して考える必要があるということである。なぜならば、史料15にみられるように、小二郎の竈には商人が出入りしており、小二郎は彼らを相手に「あつらへ物」でない焼物を販売していた可能性が高く、小二郎がそれらの焼物を無料で頒布していたとは考えにくいからである。したがって、本文書は、白土を与えられる代わりに前田家に対して焼く特殊品についてのみ、小二郎に規制を加えたものと思われる。なお、このことは、当該期には特殊品のみを専焼する窯は存在しないという、現在の考古学上の知見によっても支持されよう。

史料18・20 後に第2代金沢藩主となる前田利長の判物で、史料18は上瀬戸村（現、立山町）の七兵衛家に、史料20は下瀬戸村（現、立山町）の孫市家に永らく伝えられていた。いずれも陶器生産者に直接宛てられたもので、越中の国内において瀬戸焼のための陶土、焚木を見付けしだいその場所で焼くことを命じている。本文書は陶器生産者にとっては、開窯許可証であるとともに在地への定住義務とも取れよう。

史料19 前田利長が、武田宮内少輔に宛てた瀬戸役銀の請取書で、下瀬戸村孫市家に伝えられたものである。「瀬戸役銀」とは、史料7の「かま年貢」、史料8の「竈役銀」に相当するものと思われ、本文書によって陶器生産者は、かなり早い時期から営業税を取られていたことが判明する。なお、武田宮内少輔は、文禄4年（1595）に新川郡が正式に金沢藩に加封された際に検地を実施した奉行の一人であり、当地方の年貢収納の任にあっていた人物と推察されている。

史料21・22 発給者は異なるが、いずれも陶器生産者に直接宛てられており、内容的にも類似するので一括して概要を述べる。すなわち、陶器生産者が何処何処で（史料21では芦見、史料22

では黒川)で瀬戸焼をしたいという理由は尤もであるので、焚木の伐採は許可すること、また開窯にあたって言い掛かりをつける者があれば報告するように記されており、さらに史料21では諸役免除の特権が与えられている。なお、前者は下瀬戸村孫市家、後者は上瀬戸村七兵衛家に伝えられたもので、特に前者の宛所が史料20と同様、孫市となっている点が興味深い。つまり、史料20において領国内で陶土、焚木を見付けたいその場所で開窯することを孫市に命じ、おそらく孫市が具体的に焼きたい場所を指定してきた時点で、史料21の発給となったものと思われる。また、史料18と史料22においても同様の関係が予想され、後者の陶器生産者2名の内、少なくとも一人は彦右衛門、あるいはその縁者であった可能性が高い。

史料23 発給者の葛巻準人については不詳であるが、孫市の次男九左衛門が、上末の釈迦堂坂に竈を新設する際に発給された書状で、新瀬戸村(現、立山町)の加藤家に伝わっている。第1条では釜役は新規の竈も同様に支払うこと、第2条では竈場と屋敷地30間四方は永代に亘って年貢と郡役を免除すること、第3条では瀬戸物御用は古瀬戸村(後の上瀬戸村と下瀬戸村か)同様に勤めることが記されている。ここでいう「釜役」とは、史料19の「瀬戸役」と同意語で営業税と解され、「瀬戸物御用」とは、史料15～17でみた「あつらへ物」に相応するように思われる。すなわち、本文書では竈新設の条件として、年貢・諸役を免除する代わりに、営業税の支払いと注文品(特殊品)の生産を義務付けているのである。

(2) 発給文書の分析

以上、やや長きに亘って瀬戸・美濃系大窯の陶器生産者、およびその周辺に発給された文書の概要を述べてきたが、その内容を通観すると諸役免許を意味する文言が多く認められ、また在地の百姓とも明らかに区別されていることから、少なくとも織豊期から江戸初期にかけてこれらの文書に登場する陶器生産者は、半農半工的な存在ではなく、当該期の鍛冶、番匠、鋳物師、革作などと同様、「職人」として為政者側から掌握されていたとみて大過なかるう。彼らには「かま衆」「瀬戸物焼」「竈やき」「竈家」「やき物師」「かめ山衆」「瀬戸焼」などといった実に様々な名称が与えられているが、本節では「竈屋」という名称で一括し、発給文書の分析を行うことによって、当該期の他の職種の職人と比較しつつ、竈屋支配の構造、およびその具体的方法について考察したい。

(1) 発給者と発給時期について

まず、竈屋宛文書の発給者について整理しておこう。瀬戸・美濃窯では、戦国・織豊期には織田信長によるものが多く、江戸初期には瀬戸窯では尾張藩の国奉行クラス、美濃窯では藩主クラスによる発給である。また志戸呂窯では、織豊期には徳川家康、江戸期には駿府藩や掛川藩の国奉行クラスの発給となる。さらに越中瀬戸窯では、織豊期には前田氏一族、江戸初期には金沢藩の奉行クラスによる発給と思われる。すなわち、竈屋宛の文書は、各窯業地とも戦国・織豊期には他職種の職人と同様、有力戦国大名、そして江戸初期には各藩の国奉行クラスといった在地に

において直接的かつ最大の権限を有する階層から発給される点で共通している。

次に、竈屋宛文書の発給時期については、瀬戸・美濃窯と、志戸呂窯や越中瀬戸窯とでは、その開始時期に若干差がみられるが、これは当然のことながら、各戦国大名が各窯業地を領国化する時期と密接に関係している。例えば、織田信長が現在の瀬戸市域を完全に掌握したと考えられるのは、永禄3年の品野城落城後であり、東濃地方南部をほぼ支配下に置くのは、永禄10年の岐阜城入城前後と考えられる。また、徳川家康が遠江・駿河両国を完全に領国化するのには、武田氏の滅亡する天正10年以降である。さらに、前田氏が越中国新川郡の管理を委ねられるのは、佐々成政が豊田秀吉によって肥後国に移封される天正15年以降であり、竈屋宛文書の発給開始時期は、各戦国大名が各窯業地に領国支配を貫徹させる時期とほぼ一致している。つまり、このことは当該期の竈屋が、多くの他職種⁽²⁷⁾の職人のように戦国大名の膝元である城下町(都市部)に集住させられる存在ではなく、陶土や焚木を豊富に産するなど自然条件に恵まれた村落部においてのみ支配が可能であったという、都市部に存在する職人とは異なる竈屋の特殊性の一端を示しているように思われる。そして、これは発給文書の中に陶土採掘や焚木伐採許可とともに、在地への定住命令らしき文言が多くみられることから裏付けられよう。それでは、なぜ当該期の為政者は、竈屋を都市部に集住させなかったのであろうか⁽²⁷⁾。この問題については、竈屋支配の構造を検討する中で言及したい。

なお、一つ留意しておかなければならないのは、現存する文書の発給開始時期は、中世以降施釉陶器生産が存続する瀬戸窯はむろん、各地の瀬戸・美濃系大窯の生産開始時期を直接示しているのではないということである。各窯業地の開窯時期についての考古学的知見は次章で述べるが、発給文書からも、瀬戸・美濃窯の史料1では永禄6年には瀬戸物の売買が行われていることから信長の支配以前より、また志戸呂窯の史料9では天正16年には既に竈屋が在留していることからそれ以前より、さらに越中瀬戸窯でも史料17によって小二郎以外の竈屋の存在が窺われることから前田氏の管理以前より、それぞれ窯業生産が行われていたものと推察されよう。にも拘らず、各窯業地ともそれ以前の発給文書は残存していないのである。おそらくその理由は、戦国・織豊期という動乱期において各窯業地を掌握する為政者の政権交代に伴い、以前の為政者の発給文書を保持することの意味が、竈屋にとって全く喪失してしまったことに帰因するのではないであろうか。また、瀬戸・美濃窯では、天正後半から慶長前半にかけて豊臣系の大名の支配下に置かれるが、当該期の発給文書がほとんど残存していないことも同様の理由によるものと思われる。一方、17世紀後半以降、各窯業地とも竈屋宛の発給文書はほとんどみられなくなるが、その理由については、竈屋支配の方法を検討する中で言及したい。

(2) 竈屋支配の構造

さて、戦国大名をはじめとする当該期の為政者は、前節でも触れたように領国あるいは藩の商工業振興政策の一環として、竈屋を支配したことは充分予想されることであるが、為政者にとって竈屋を支配することの具体的な意味は何処にあったのであろうか。この疑問に答えるためには、

当該期の竈屋が為政者から保障された権利とそれに対する義務について整理しておく必要がある。まず、竈屋に付与された権利についてまとめてみた。

① 年貢・諸役免許

年貢および諸役等の免除を意味する文言は、史料2・5～7・11・21・23に認められ、他職種の職人と同様、竈屋にとっても普遍的な権利の一つであったようである。各窯業地とも竈屋が新たに窯業生産を開始する際の発給文書に多くみられ、その具体的内容を明記した文書は少ないが、志戸呂窯の史料11では居屋敷と畑、越中瀬戸窯の史料23では竈場と居屋敷にかかる年貢・諸役が免除されている。また瀬戸窯では、史料5・6の概要で述べたように赤津村と下品野村の竈屋は、竈場、職場（細工場）、居屋敷分として土地が与えられており、それらに対する諸役（年貢）が免除されたものと思われる。すなわち、年貢・諸役免許の具体的内容は、竈場および屋敷地に係わるものを主としており、竈屋が新天地において窯業生産を開始する際に、竈屋の生活を安定させるための最低必要な措置として講じられたものと思われる。

② 陶土採掘・焚木伐採許可

陶土の採掘、あるいは焚木の伐採を許可する文書は志戸呂窯にはみられないが、瀬戸・美濃窯では史料2・7、越中瀬戸窯では史料15・16・21・22にこれらの権利が記されている。やはり、竈屋が新たに窯業生産を開始する際に付与された竈屋特有の権利で、開窯に必要な原料と燃料の安定供給を保障したものと思われる。

③ 商売役免許

商業税の免除を明記した文書は、他の職人と同様に非常に少なく、志戸呂窯の史料9が存在するにすぎない。しかし、竈屋が一定の現金収入を得るために、例えば史料1にみられるように市を通じて、あるいは史料15でみたように竈場に出入りする商人に直接焼物の販売を行っていたことは充分考えられる。逆に竈屋の義務として商業税が徴収されたという記録が全く存在しないことから、商売役免許はかなり普遍的に行われていた可能性が高い。

④ 田畑開墾許可

瀬戸・美濃窯の史料2・7に田畑開墾許可の文言が認められる。ただし、志戸呂窯の史料14にみられるように当該期の為政者は、元々は百姓等に荒廃した耕地の再開発を奨励していることから、竈屋特有の権利とは言い難く、また、その後⁽²⁸⁾に年貢の対象となっていることに充分留意せねばならない。村落部に定住する竈屋ならではの付随的な権利といえよう。

⑤ その他

志戸呂窯では、史料10で他職種の職人と同様、伝馬の使用が認められている。また瀬戸・美濃窯の史料7では米が買い与えられ、史料5・6の赤津村、下品野村では米の他に金子の拝領も受けている。なお、このような特権の付与は、瀬戸・美濃窯以外では認められず、一般の竈屋に対する普遍的な権利とは考えにくい。

次に、その反対給付たる竈屋の義務についてまとめてみる。当該期一般の職人の為政者に対す

る負担は、番匠、鍛冶などのように動員され使役を提供するものと、革作、炭焼などのように製品を納入するものとに大別されているが、⁽²⁹⁾ 竈屋の負担には次のようなものがある。

① 焼物臨時御用

志戸呂窯の史料12・13、越中瀬戸窯の史料15～17によって、竈屋が実際に製品（焼物）の納入を義務付けられていることが判明する。また、史料7の「御たいとうの役」、史料11の「公方役」、史料23の「瀬戸物御用」なる文言の内容も、おそらく焼物の納入を意味すると解されることから、これは竈屋にとって職人としての本来的な義務であった可能性が高い。ただし、他の職人とは異なり、毎年定まった量の焼物の納入が義務付けられていた形跡は認められず、史料12・13にみられるように臨時的に賦課される負担であったものと推察される。

② 営業税支払義務

営業税の支払い義務は、史料7の「かま年貢」、史料23の「釜役」についての定書、および史料8の「竈役銀」、史料19の「瀬戸役銀」の請取書によって知ることができる。いずれも、毎年銀子で支払うことが義務付けられた、竈屋にとっては恒常的な負担であったと思われる。なお、この義務は、美濃窯や越中瀬戸窯では遅くとも17世紀中葉以降、小物成として年貢の一部に組み込まれ各村々に賦課されるが、⁽³⁰⁾ これまでのところ瀬戸窯や志戸呂窯ではこうした形跡は認められない。

③ 在所定住義務

竈屋の在所における定住義務を謳ったものに史料3・11・18・20があり、また、史料15・16では、竈屋が安住できるよう在所の百姓に命じている。原料や燃料の豊富な在所において窯業生産を行うことは、竈屋にとって負担とは言い難い側面もあるが、当該期の為政者が、竈屋を領国内あるいは藩内で掌握しようとする積極的な意図が感じられる。

④ その他

史料14では、竈屋が開墾した荒廃地が、3年後には年貢の対象とされたようである。ただし、これが竈屋特有の負担でないことは前記のとおりである。

以上のように、当該期の竈屋は一般の職人と同様、年貢・諸役などの免除に加え、陶土採掘・焚木伐採・田畑開墾等、村落部に居住する竈屋ならではの様々な権利が付与され、その反対給付として焼物の納入、営業税の支払い、在地への定住等の義務を負わされていた。これらの義務の内、竈屋にとって事実上の負担となったのは、焼物の納入と営業税支払いの2種類で、前者については臨時的、後者は恒常的な色彩の強い負担であった。

さて、竈屋が納入を義務付けられた焼物は、具体的には茶入、茶壺などであつたらしく、窯跡の発掘調査等の知見に拠れば、これらの器種は生産量の極めて少ない特殊品であり、生産の大多数を占める小皿類、搦鉢などの量産品については、その対象にならなかったものと思われる。すなわち、当該期の為政者が欲した焼物は、竈屋の生産品の極く一部に過ぎず、他の量産品に関しては現物を納入させることなく、営業税の支払いを義務付けたのである。また、為政者が毎年定

まった額の営業税を賦課できた背景には、竈屋が、自らが生産した焼物を販売することにより、一定の現金収入を得ていたことが想定され、さらにその前提としては、広域的な焼物の流通システムが、竈屋が生産を開始する時点において既にある程度整備されていたことを予想せしめるものである。なお、瀬戸・美濃窯の史料1、志戸呂窯の史料9、越中瀬戸窯の史料15にみる如く、各窯業地とも最も古い段階の発給文書に焼物売買に関する記載が認められるのは、このことを暗示するに思われる。当該期の為政者が、竈屋を城下町等、都市部に集住させることなく、村落部において掌握した理由は、まさにそれらの点にあるといっても過言ではない。そして、このような竈屋支配の構造は、少なくとも発給文書が残存する17世紀前半まで存続したことは明らかである。

(3) 竈屋支配の方法

それでは、竈屋に対する権利、義務の付与は、実際には如何なる方法で行われたのであろうか。言い換えれば、当該期の為政者はどのようにして竈屋を村落部において掌握していったのであろうか。発給文書を宛所別、段階別に分類することにより、竈屋支配の具体的方法を検討してみよう。

発給文書を宛所別にみると、竈屋に直接宛てられたもの(A群)、竈屋が居住するあるいはその予定の村落の百姓に宛られたもの(B群)、およびその他(史料1・4・10・19)に大別が可能で、さらにA群文書を段階別にみると、竈屋を領国内に招聘する際に発給されたもの(AⅠ群)、竈屋を領国内の村落に定着させる時点に発給されたもの(AⅡ群)、領国内に居住する竈屋に発給されたもの(AⅢ群)とに分けることができる。そこで、この分類に従って発給文書の内容を整理してみた。

AⅠ群(史料18・20)

この文書群は、越中瀬戸窯にのみ残存している。内容は、前述のとおり領国内なら何処でもよいから、陶土、焚木を見立てしだいその場所で開窯すべきことを謳ったものである。

AⅡ群(史料2・6・7・21~23)

この文書群は、志戸呂窯には現存していないが、瀬戸・美濃窯、越中瀬戸窯では17世紀前半まで存在する。内容は、年貢・諸役免許、陶土採掘・焚木伐採許可等、竈屋に対する様々な権利が記されることが多い。一方、竈屋の義務を記したものは少なく、特に織豊期にはせいぜい定着義務がみられる程度で、焼物臨時御用、営業税支払いの義務等の規定が明記されるのは江戸期に入ってからである。

AⅢ群(史料3・8・9・11~14・17)

この文書群は、すべての窯業地において認められる。内容は、商売役免許の史料9、年貢・諸役免許を安堵した史料11などの権利を記した織豊期の文書を除くと、ほとんどが焼物臨時御用等の竈屋の義務を謳ったもので、命令系の文言が多く、特に江戸期の文書ほどその傾向が強いことを特徴とする。

B群 (史料5・15・16)

この文書群は、竈屋が新たに窯業生産を開始する際に、村落の百姓等に発給されたもので、いずれも内容は、竈屋を在所に越させることと、竈屋に特権を与えたこと等を通知したものである。本来、竈屋に残る文書でないため史料数は少ないが、他所者を村落に居住させるにあたっては、史料2発給の要因となったといわれる村落の百姓とのトラブルを避けるため、このような手続きが当然必要であったと思われる。

上記の分類を基に、都市集中型ではなく村落定着型の職人であった竈屋支配の具体的手順について、関係文書が多く残存する越中瀬戸窯を中心に類推してみよう。

1. A I群文書にみられるように、まず為政者側から特定の竈屋に対し、領国内なら何処でもよいから、陶土、焚木を見立て次第、その場所で開窯してよいとの文書が発給される。

2. これに対し竈屋は、原料、燃料の豊富な土地を探し、そこで開窯したい旨、為政者に報告したと思われる。この間の事情を直接記した文書は、当然のことながら竈屋側には残存していないが、史料21・22から大凡類推が可能である。

3. 続いて、為政者側からA II群文書の発給となり、年貢・諸役免許、陶土採掘・焚木伐採許可等、開窯にあたっての様々な優遇措置の権利が竈屋に約束される。なお、それに対する竈屋の義務は、江戸初期には焼物の納入や営業税の支払い義務が明記されるのに対し、織豊期にはせいぜい在所への定住義務程度である。⁽³¹⁾

4. 3とほぼ同時期に、竈屋が村落に居住することによって、当然利害関係が生ずるはずの在地の百姓等に対し、竈屋が越してくることと、竈屋に権利を与えることを通知するB群文書が発給される。

5. 以上の手続きによって、竈屋は新天地において窯業生産を開始し、それ以降はA III群文書の発給となる。前述の如く、織豊期には竈屋の権利を保障した文書がみられるが、江戸期に入ると、権利が新たに付与されることはほとんどなく、為政者側からは、竈屋に対する義務履行を催促する文書が多く発給される。

なお、17世紀中葉以降の展開としては、幕藩体制が確立されつつある中、村落定着型の職人であった竈屋に対し、為政者側は、百姓と同様に村落の中で掌握しようとする。美濃窯、越中瀬戸窯で営業税支払いの義務が小物成として年貢の一部に組み込まれ各村々に賦課されたり、志戸呂窯で新たに竈屋に助郷役が課せられようとする動きはその好例である。⁽³²⁾ また、江戸時代を通して窯業生産が衰退に向かう越中瀬戸窯や志戸呂窯では、史料14でみたように竈屋自身も新田開発等を行うことにより、しだいに村落の中に溶け込み百姓化していく傾向が強くみられ、ついに17世紀末葉、越中瀬戸窯では『農隙所作村々寄帳』に瀬戸焼が記されるという、まさに半農半工的な状況を現出せしめるのである。⁽³³⁾ 17世紀後半以降、竈屋宛の発給文書が激減する理由の一つは、このような歴史的背景によるものと考えられる。

註

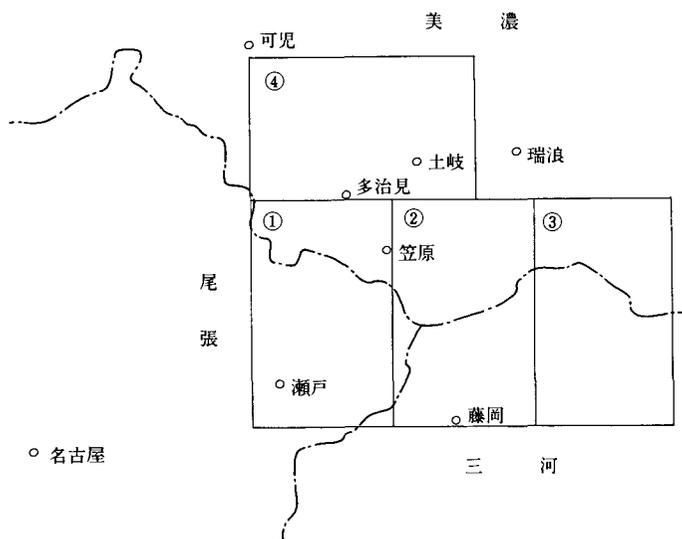
- (1) 拙稿「瀬戸大窯発掘調査報告」(『瀬戸市歴史民俗資料館 研究紀要Ⅴ』1986年) 259・260頁。
- (2) 瀬戸・美濃系大窯の窯体構造については、関口広次「美濃・妙土大窯の復元とその構造について」(『物質文化 33』1979年)、伊藤嘉章「瀬戸・美濃大窯の窯体構造——その変遷と意義——」(『美濃の古陶 No.3』1989年)に詳しく論じられている。
- (3) 瀬戸窯と美濃窯とは隣接しており、瀬戸窯から美濃窯へ、あるいは美濃窯から瀬戸窯へと陶器生産者の移動が頻繁であることから、瀬戸・美濃窯として一括した。
- (4) ただし、当該期の瀬戸焼は、東日本を中心とした広域流通陶器としての側面があり、その流通に関しては、問屋商人の介在を想定する見解がある(吉岡康暢「15・16世紀の窯業生産」『東日本における中世窯業の基礎的研究』1989年、52～55頁)。
- (5) 瀬戸物市場における加藤氏は、陶器生産者と「諸郷商人」との間に介在する卸業者(=「問屋」)の代表であり、かつ「諸郷商人」向けの「商人宿」の代表でもあったとする見解がある(安野眞幸「瀬戸楽市令と商人宿——永禄六年の瀬戸宛信長文書の分析——」『弘前大学教養部 文化紀要第26号』1987年、38頁)。
- (6) 奥野高廣『織田信長文書の研究 上巻』(1969年) 79・80頁。
- (7) 『瀬戸市史 陶磁史篇二』(1981年) 385～389頁。
- (8) 『多治見市史 窯業史料編』(1976年) 3頁。
- (9) 註(6)文献733・734頁。
- (10) 『愛知縣史 第一巻』(1935年) 675頁。
- (11) 本史料の解釈については、瀬戸市史編纂室 山下美幸氏に御教授を受けた。
- (12) 註(8)文献6・7頁。
- (13) 註(7)文献383～385頁。
- (14) 笹本正治『戦国大名と職人』(1988年) 216～227頁。
- (15) 永竹威「福岡のやきもの」(『日本やきもの集成 12』1982年)。
- (16) 大河内定夫「尾州家御窯屋 加藤唐三郎家文書」(『金鯨叢書 創刊号』1974年)。
- (17) 瀬戸市史編纂委員会『瀬戸市近世文書集 第一集』(1991年) 127頁。
- (18) 註(6)文献571頁。
- (19) 「たいとう」が「帯刀」であったとすれば、江戸時代末期の史料(「弓張提燈請書」註(8)文献534頁)ではあるが、陶器生産者が焼物を直接上納する際には「帯刀可仕」とあることから、「御たいとうの役」とは、焼物上納の義務と解されよう。
- (20) 『岐阜県史史料編 近世九』(1973年) 719・720頁。
- (21) 註(9)文献721頁。
- (22) 竈役が賦課されていた村は、岩村藩領の定林寺村、駄知村、妻木領の大富村、旧小里領で蔵入地となった大川村、水上村の5ヶ村で、大富村以外は竈役が御蔵入となっている(『岐阜県史史料編 近世一』1965年、190～205頁)。
- (23) 志戸呂窯の史料は実見していないため、すべて『加藤文書』(『静岡縣史料 第四輯』1938年、148～158頁)からの転載である。なお、史料の解釈にあたっては、静岡県埋蔵文化財研究所の足立順司氏より御教示を得た。
- (24) 原秀三郎「結語」(金谷町教育委員会『上志戸呂古窯跡発掘調査報告』1991年) 31頁。
- (25) 越中瀬戸窯の史料は既に紹介されている(定塚武敏『越中のやきもの』1974年、131～142頁、安田良榮「越中瀬戸四百年の変遷」『越中瀬戸——発祥四百年記念誌——』1988年)が、瀬戸市史編纂委員の村田秀雄氏が解読されたものを参考にした。なお、史料の概要を記すにあたっては、上記両文献によるところが多い。

- (26) 18世紀初頭の史料である「伊右衛門宛小壺催促書状」(前掲安田文献39頁)には、「然者去年詔候而、代銀も相渡候小壺」とあり、有償で茶入が注文されたことがわかる。
- (27) 17世紀中葉以降、陶器生産者を藩邸内等に招聘して竈を築かせたという「御庭焼」の記録がみられるが、これは藩主らの趣味によるものといわれている(仲野泰裕「御庭焼と御用窯について」『愛知県陶磁資料館 研究紀要10』1991年ほか)。
- (28) 例えば、史料5・6の赤津村と下品野村の竈屋は、竈場、職場(細工場)、居屋敷分として土地が与えられているが、田地の拝領は受けていない。
- (29) 註(4)文献80~95頁。
- (30) 美濃窯では註(2)文献、越中瀬戸窯では註(2)安田文献32頁。
- (31) ただし、織豊期にはそれらの義務が課せられなかったかという点、史料11・17・19等の内容からみておそらくそうではあるまい。たぶん、江戸初期には一通の文書に権利と義務とが併記されるのに対し、織豊期には権利、義務が記される文書が別々に発給された可能性があり、義務のみが記された文書は、竈屋にとって永らく保持する必要がなかったものと思われる。
- (32) 「小泉市太夫書状」(註(2)文献153・154頁)。
- (33) 註(2)安田文献43頁。

3. 瀬戸・美濃系大窯の分布と群構成

はじめに

本章では、発掘調査、分布調査等考古学的知見に基づき、瀬戸・美濃系大窯の分布の状況と群構成を分析することによって、一般の陶器生産者の生産活動の実態とその歴史的背景を考察する。なお、その基準となる瀬戸・美濃系大窯の時期区分については、15世紀末葉から17世紀初頭にかけて大窯が主要な唯一の生産窯炉であったいわゆる大窯期を4段階8小期、連房式登窯の導入後、



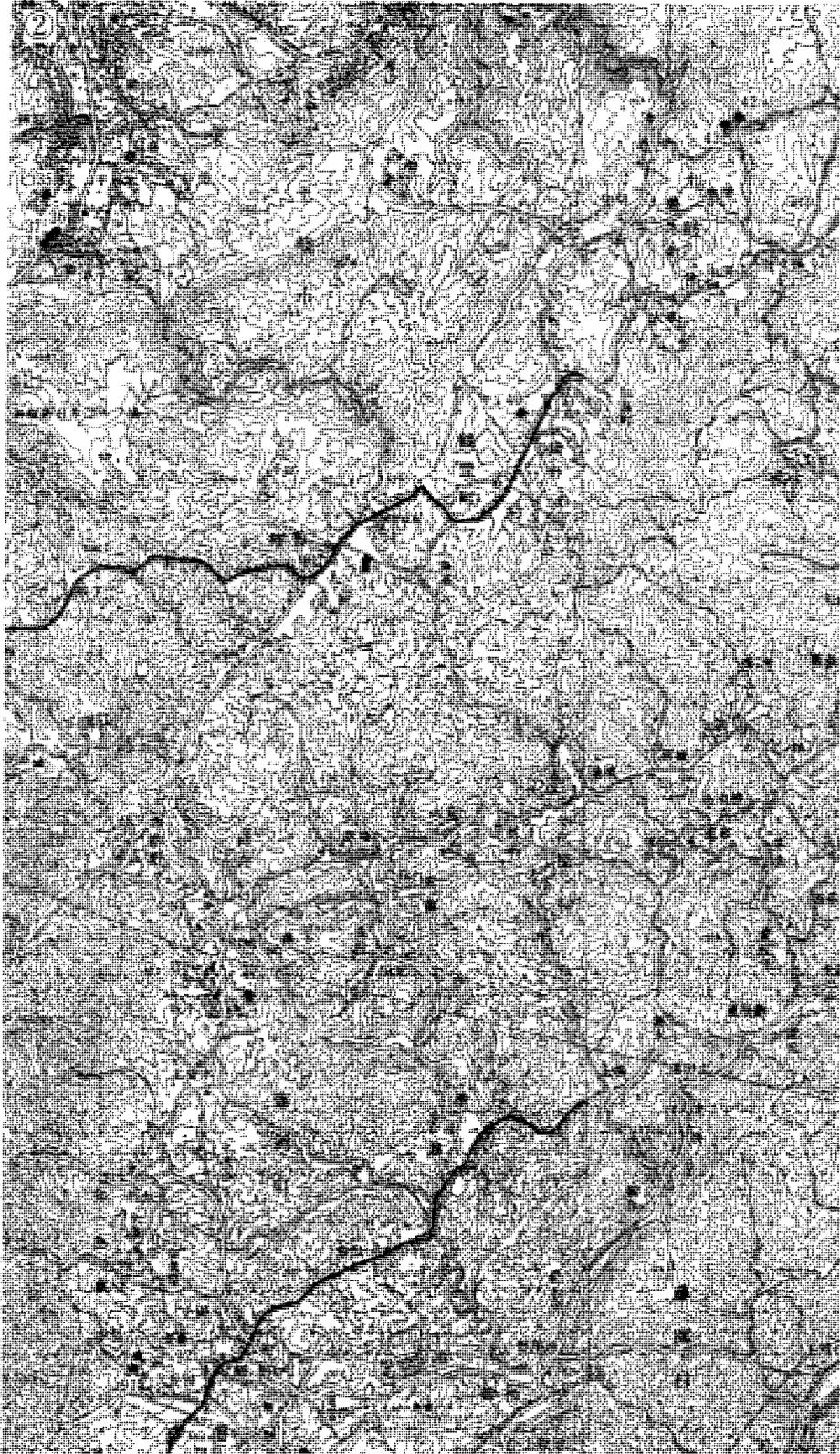
第6図 大窯分布図(瀬戸・美濃・藤岡)

図中①~④は次頁より詳しい地図を掲載。尚、紙面の都合により凡例は③の地図中に掲載した。

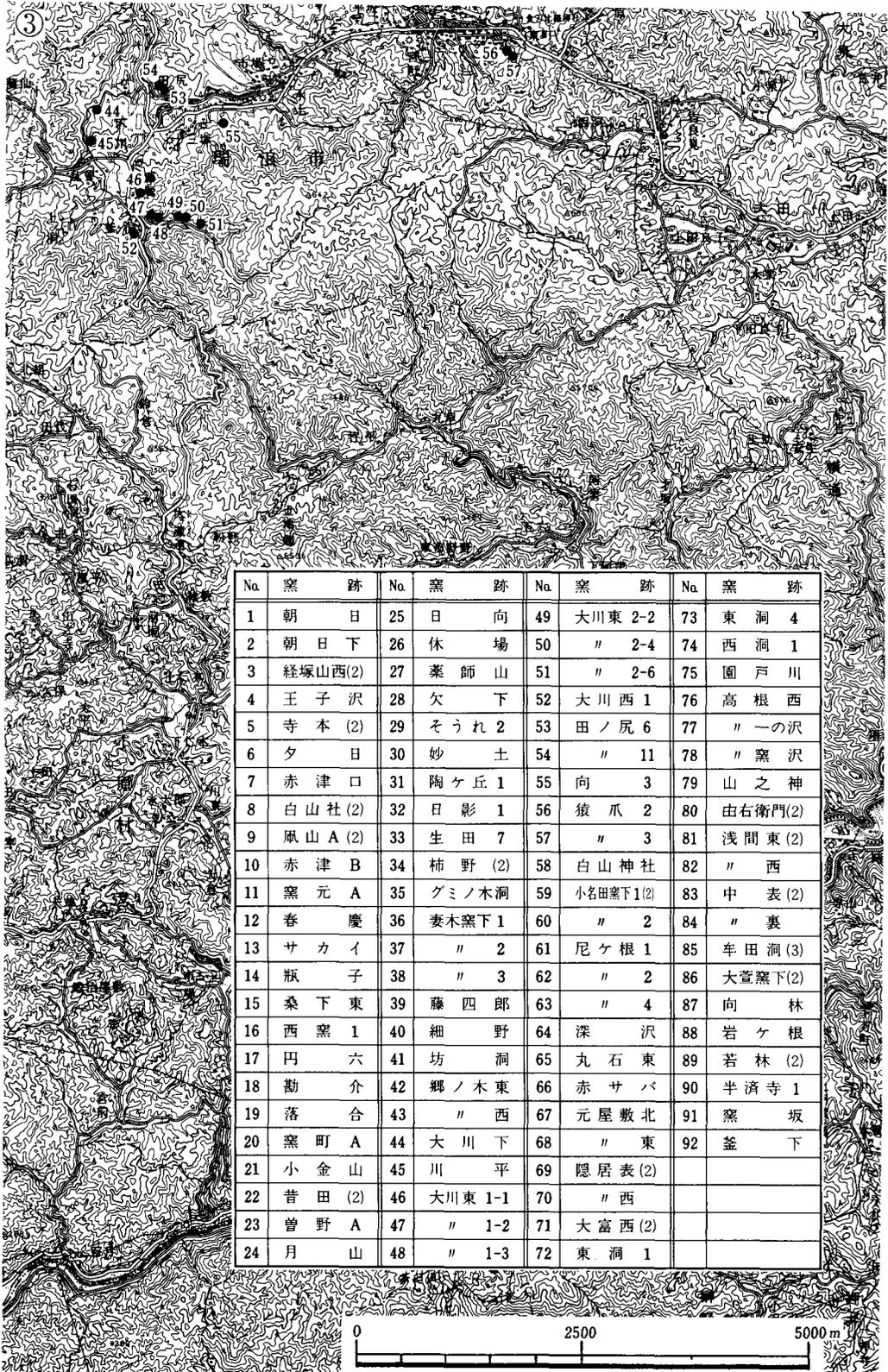
17世紀中葉にかけて一部の地域で大窯が残存する時期を1段階3小期、計5段階11小期に区分⁽¹⁾する。そして、各段階の実年代については、城館の廃城年代、伝世品、紀年銘資料、文献等から、概ね大窯第1段階(1485~1520)、第2段階(1520~1555)、第3段階(1555~1590)、第4段階(1590~1610)、第5段階(1610~1675)頃と考⁽²⁾えている。



第6-1図 大黒分布図(瀬戸・美濃・藤岡)



第6-2図 大窯分布図(瀬戸・美濃・藤岡)



No	窯 跡	No	窯 跡	No	窯 跡	No	窯 跡
1	朝 日	25	日 向	49	大川東 2-2	73	東 洞 4
2	朝 日 下	26	休 場	50	" 2-4	74	西 洞 1
3	経塚山西(2)	27	薬 師 山	51	" 2-6	75	園 戸 川
4	王 子 沢	28	欠 下	52	大川西 1	76	高 根 西
5	寺 本 (2)	29	そ う れ 2	53	田ノ尻 6	77	" 一の沢
6	夕 日	30	妙 土	54	" 11	78	" 窯 沢
7	赤 津 口	31	陶ヶ丘 1	55	向 3	79	山 之 神
8	白 山 社 (2)	32	日 影 1	56	猿 爪 2	80	由右衛門(2)
9	嵐 山 A (2)	33	生 田 7	57	" 3	81	浅間東(2)
10	赤 津 B	34	柿 野 (2)	58	白山神社	82	" 西
11	窯 元 A	35	グミノ木洞	59	小名田窯下1(2)	83	中 表 (2)
12	春 慶	36	妻木窯下 1	60	" 2	84	" 裏
13	サ カ イ	37	" 2	61	尼ヶ根 1	85	牟田洞(3)
14	瓶 子	38	" 3	62	" 2	86	大菅窯下(2)
15	桑 下 東	39	藤 四 郎	63	" 4	87	向 林
16	西 窯 1	40	細 野	64	深 沢	88	岩ヶ根
17	円 六	41	坊 洞	65	丸 石 東	89	若 林 (2)
18	勘 介	42	郷ノ木東	66	赤 サ バ	90	半 濟 寺 1
19	落 合	43	" 西	67	元屋敷北	91	窯 坂
20	窯 町 A	44	大 川 下	68	" 東	92	釜 下
21	小 金 山	45	川 平	69	隠居表(2)		
22	昔 田 (2)	46	大川東 1-1	70	" 西		
23	曾 野 A	47	" 1-2	71	大富西(2)		
24	月 山	48	" 1-3	72	東 洞 1		

第 6-3 図 大窯分布図 (瀬戸・美濃・藤岡)



第6—4図 大鯨分布図(瀬戸・美濃・藤岡)

(1) 瀬戸窯——瀬戸市域の大窯——

瀬戸市域では、これまでのところ28ヶ所で大窯が確認されているが、そのすべてが庄内川の支流である蛇ガ洞川、定光寺川、水野川や、矢田川の支流である瀬戸川、赤津川、および矢田川が形成した平地ないしは盆地状構造を呈する沖積地に近接した低丘陵地帯に立地している。

これらの沖積地は、遅くとも中世以降には村落が成立していたと思われる地域で、大窯の立地する村落を江戸時代の旧村落にあてはめ北部から列記すると、下半田川、沓掛、上品野、下品野、上水野、赤津、瀬戸、山口の計8ヶ村となる。この内、沓掛、上品野、山口の3ヶ村を除く5ヶ村は、江戸時代に連房式登窯が構築された村落であり、このような立地条件は、中世の窖窯が山中深くに分布することとは好対照である。

以下、江戸時代の旧村名を地区名とし、瀬戸市域の大窯の概要を述べる。⁽³⁾

表2 大窯操業期間表(瀬戸窯) ※ ()内は、大窯の予想基数

地区	窯跡	窯体 段階 小期	窖窯	大 窯													
			後期	第 1		第 2		第 3		第 4		第 5					
			IV新	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11			
瀬戸	朝日																
	朝日下																
	経塚山西(2)																
	王子沢																
	寺本(2)																
赤津	夕日																
	赤津口																
	白山社(2)																
	凧山A(2)																
	赤津B																
	窯元A																
上・下品野	春慶																
	サカイ																
	瓶子																
上水野	桑下東																
	西窯1																
	円六																
	勘介合																
	窯町A																
沓掛	小金山																
	昔田(2)																
下半田川	曾野A																
	月山																
山口	日向																
	休場																
山口	薬師山																
	欠下																

(1) 各地区の概況

瀬戸地区 瀬戸地区の大窯は、矢田川の支流である瀬戸川の形成する平地（現在の瀬戸市街地）の内、東部の郷嶋を中心として東西1000m、南北500mの圏内に分布している。これまでのところ、朝日窯、朝日下窯、夕日窯、王子沢窯、寺本窯で大窯の存在が報告されており、近年、⁽⁴⁾ 経塚山西斜面においても大窯の物原が調査されたことから、少なくとも6ヶ所で大窯の存在が確認されている。しかし、当地区は近代以降急速に市街化が行われた地域であるため、大窯は削平あるいは埋没している可能性が高く、市街地の再開発に伴う発掘調査等により今後さらに増加することが予想される。

さて、上記6ヶ所の窯跡の構成については、朝日、朝日下、夕日窯、および経塚山西斜面では、窖窯末期（古瀬戸後IV期新段階）の遺物も同時に採集されていることから、窖窯が周辺に存在したと思われる。また、朝日、朝日下、王子、夕日窯では、大窯は単独で比較的短期間に廃絶したと考えられるのに対し、寺本窯や経塚山西斜面では、数段階に亘る遺物が連続と出土することから、複数の大窯が存在した可能性が高い。すなわち、当地区では窖窯末期から大窯へと生産が連続するが、大窯は単独で構築されることが比較的多かったようである。

また、当地区の段階別（時期別）の大窯の窯数については、第1段階の大窯が最も多いが、第2段階後半以降減少し、第3段階後半と第4段階の大窯は確認されていない。なお、経塚山北斜面などでは、大窯第5段階に併行する本業焼第1段階の遺物が出土している。窯体の調査が行われていないため断言できないが、第5段階の大窯が存在した可能性を残している。

赤津地区 矢田川支流の赤津川の形成する赤津盆地には、赤津口窯、白山社窯、⁽⁵⁾ 凧山A窯、赤津B窯、⁽⁶⁾ 窯元A窯で大窯の存在が確認されており、その他にサカイ窯、春慶窯は大窯の範疇に入れるべき窯体構造を有すること、さらに瓶子窯では窯跡の立地条件等から大窯の存在が予想されることから、これまでのところ、東西900m、南北1200mの圏内に計8ヶ所で大窯の分布が知られている。

各窯跡の構成は、白山社、凧山A窯では物原の広がり等からみて複数の大窯が存在する可能性が高いが、他の大窯は操業期間も短く、単独で構築されたものと思われる。なお、赤津B、窯元A、瓶子窯では連房式登窯が近接して営まれている。また、当地区の大窯の時期別の窯数は、第1・4段階の大窯はみられず、第2段階から第3段階前半のものも若干存在するにすぎないが、第5段階に急増し、その後連房式登窯へと移行するようである。

上品野地区 上品野地区の大窯は、庄内川の支流である水野川が形成する品野盆地東部の北側の丘陵には、第1段階後半から第2段階前半に位置付けられる桑下東窯と、⁽⁷⁾ その300m西方に第2段階の大窯である西窯1号窯がそれぞれ単独で立地している。なお、当地区には西窯2号窯、桑下窯など窖窯末期の窯跡の分布がみられるが、江戸時代の連房式登窯は全く確認されていない。

下品野地区 下品野地区の大窯は、庄内川の支流である水野川中流域、品野盆地西部に水野川を挟んで南北に点在している。これまでのところ、円六窯、勘介窯、落合窯で大窯製品が採集

されており、また、立地条件等から窯町A窯も大窯と思われるため、計4ヶ所で大窯が存在することになる。ただし、当地区の勘介窯と、上品野地区の西窯1号窯とでは直線距離にして約1.4kmしか離れていないこと、また同一盆地であることから当地区と上品野地区とは同一地区として扱う必要があろう。

なお、各窯跡はいずれも単独で構築されているようで、時期別には、前記の瀬戸・赤津地区と同様、第3段階後半から第4段階の大窯は確認されていない。また、当地区には、上記の大窯の他に窖窯末期の八床18号窯、江戸時代の連房式登窯である窯町B・C・D窯などが分布している。

上水野地区 水野川下流域の上水野地区では、小金山窯、昔田窯、曾野A窯の3ヶ所で大窯の存在が確認されている。この内、昔田窯は出土遺物、立地条件からみて、末期の窖窯と複数の大窯から構成されると思われるが、小金山、曾野A窯では、大窯が単独で構築されているようである。また、時期別には瀬戸、上・下品野地区同様、第1段階から第3段階前半のものまでがみられる。

なお、当地区では、水北A・B窯など昔田窯以外にも末期の窖窯が存在するとともに、当地区南東部の穴田窯では、17世紀中葉の窯跡が4基確認されている。この内、穴田1～3号窯は連房式登窯であるが、2号窯の窯体構造には大窯の遺風が認められること、2号窯の北20mにある4号窯は、立地条件等から大窯の可能性のあることを指摘しておく。

沓掛地区 沓掛地区は、庄内川の支流である定光寺川が形成した沖積地で、大窯は、村落の北側に位置する小丘陵である「筑山」の南斜面に立地する月山窯のみが知られている。第3段階前半を主体とする大窯で、単独で構築されている。なお、当地区には、月山窯以外に窯跡は存在しない。

下半田川地区 庄内川の支流である蛇が洞川と、さらにその支流である日向川によって形成された下半田川盆地には、直線距離にして約250m離れて盆地の北側に日向窯、南側に休場窯の2ヶ所で大窯の存在が確認されている。いずれも第2段階後半に主要操業期間を置く大窯で、それぞれ単独で構築されているものと思われる。なお、当地区には窖窯はみられないが、17世紀後葉以降の連房式登窯が3ヶ所で確認されている。⁽⁸⁾

山口地区 矢田川（山口川）が形成した沖積地は、瀬戸市域において最も広大な面積を誇るが、その山口川南側の旧山口村内には、薬師山窯、欠下窯の2基の大窯が、約10m離れてそれぞれ単独で構築されている。いずれも第5段階の大窯で、これまでのところ当地区では、それ以前の大窯、それ以降の連房式登窯の存在は確認されていない。

（2）瀬戸大窯の分布と群構成

現在の瀬戸市域に所在する大窯の概況を地区毎に述べてきたが、それらの結果を総合すると次のようなことがいえる。まず、瀬戸市域の大窯は、そのすべてが沖積地（村落）に近接する丘陵上に立地し、しかも各窯跡は、単独で構築されるケースが比較的多いことが指摘できる。これは、特に古瀬戸後I・II期までの施釉陶器の窯跡が、2・3基の窖窯から構成されるのとは対照的で

ある。

次に、時期別に各地区の大窯の分布状況を見ると、第1段階の大窯は、瀬戸地区を中心に上・下品野地区、上水野地区に認められるにすぎないが、第2段階、特にその後半になると、上記3地区以外に赤津地区、下半田川地区でも確認され、第3段階には沓掛地区にも構築される。しかし、第3段階後半および第4段階の大窯は、これまでのところ瀬戸窯では皆無に近い状態となる。そして第5段階には、赤津地区を中心に山口地区などでも確認されている。

また、瀬戸窯全体としては、第2段階の大窯数が最も多く、第1段階がそれに次ぐが、第3段階以降は減少する傾向にあり、第4段階の大窯は全く確認されていない。しかし、第5段階には再び多く構築されている。なお、大窯の周辺に立地する15世紀後葉（古瀬戸後IV期新段階）の窖窯は、これまでのところ12基確認されており、大窯の成立時点で窯数はやや減少傾向にあること、一方、17世紀前・中葉（本業焼第1段階）の連房式登窯の基数は15基程度であり、大窯第5段階から初期連房式登窯の基数は増加傾向にあることを指摘しておく。⁽⁹⁾

最後に、大窯期を前後する各地区の窯業生産の消長を考慮しつつ、瀬戸市域の大窯の群構成を類型化すると、概ね次の4つのパターンに大別することができる。

Aパターン 第1段階の大窯が、末期の窖窯から連続的に構築され、第3段階前半までは存続するが、第3段階後半、第4段階の大窯は存在しない。瀬戸、上・下品野、上水野地区にみられる群構成である。

Bパターン 末期の窖窯、第1段階の大窯は存在せず、第2段階後半から第3段階前半を主体とする大窯が単発的に構築され、第4段階の大窯も確認されていない。赤津、下半田川、沓掛地区にみられる群構成である。

Cパターン 第5段階の大窯のみが単発的に構築される。それ以前の大窯は一切認められず、また、それ以降の連房式登窯も存在しない。山口地区のみにみられる群構成である。

Dパターン 第5段階の大窯から連房式登窯へと連続して窯跡が構築される。それ以前の大窯の群構成は、AあるいはBパターンの範疇に含まれる。赤津地区を典型とし、瀬戸、下品野、上水野地区もその可能性の高い地区である。

(2) 美濃窯——東濃地方南部の大窯——

東濃地方の大窯は、旧美濃国の土岐、可児、恵那の三郡におよび、現在の行政区画でいうと、岐阜県土岐市、多治見市を中心に、可児、瑞浪、恵那、中津川市、さらに土岐郡笠原町まで6市1町に跨がっている。このうち、北東部の恵那、中津川市側の大窯を除くと、これまでのところ約60基が確認されているが、その多くは土岐川（庄内川）の支流である笠原川、妻木川、肥田川などが形成した盆地状構造を呈する沖積地に近接した低丘陵地帯に立地している。つまり、当地方の大窯も瀬戸市域の大窯と同様に村落周辺に立地しており、やはり周辺に江戸時代の連房式登窯が構築される例が多いようである。村落毎に当地方の大窯の概況を述べるが、分布域が広範囲

に亘るため、土岐川を境に以南、以北の地域に大別し記すことにする。

(1) 土岐川以南の大窯

土岐川以南の地域においては、旧土岐郡側では市之倉、笠原、滝呂、生田、柿野、妻木、土岐口、細野、郷ノ木、駄知の10地区、旧恵那郡側では大川、水上、猿爪の3地区、計13地区に亘って大窯の分布がみられる。

市之倉地区 土岐川の支流である市之倉川が形成する市之倉地区は、江戸時代には多治見村の枝郷の一つ市之倉郷であった。大窯は、市之倉川の左岸にそうれ2号窯1基が確認されるのみである。灰釉丸皿とハサミ皿が採集されたというから、第2段階ないしは第3段階の大窯であろう。⁽¹²⁾ なお、当地区は、18世紀後半以降、連房式登窯が盛んに構築された地区である。

笠原地区 土岐川の支流である笠原川の形成する笠原地区は、江戸時代には笠原村で笠原川

表3 大窯操業期間表(美濃窯—土岐川以南—) ※ ()内は、大窯の予想基数

地区	窯跡	窯体 段階 小期	窯 後期 IV新	大 窯														
				第 1		第 2		第 3		第 4		第 5						
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11				
市之倉	そうれ	2																
	妙土																	
笠原	陶ヶ丘	1																
	日影	1																
滝呂	生田	7																
生田	柿野	(2)																
柿野	グミノ木洞																	
	妻木窯下	1																
	"	2																
	"	3																
妻木	藤四郎																	
土岐口	細野																	
細野	坊洞																	
駄知	郷ノ木東																	
	"	西																
郷ノ木	大川下																	
	川平																	
	大川東	1-1																
	"	1-2																
	"	1-3																
	"	2-2																
	"	2-4																
	"	2-6																
大川	大川西	1																
	田ノ尻	6																
	"	11																
水上	向	3																
	猿爪	2																
猿爪	"	3																

を挟んで右岸に妙土窯⁽¹³⁾、約1200m離れて左岸に陶ヶ丘1号窯という、いずれも単独で構築される計2基の大窯が立地している。時期は、妙土窯が第2段階、陶ヶ丘窯が第2段階後半から第3段階にそれぞれ位置付けられる。なお、当地区には、17世紀前葉以降の連房式登窯の存在も知られて⁽¹⁴⁾いる。

滝呂地区 やはり笠原川が形成した沖積地である滝呂地区は、現在は多治見市に編入されているが、江戸時代には笠原村の枝郷滝呂郷であった。当地区の大窯は、笠原川の左岸に日影1号窯が単独で認められるにすぎない⁽¹⁵⁾。時期は、第2段階後半から第3段階前半に位置付けられる。なお、当地区では遅くとも17世紀後半以降、連房式登窯が構築され窯業生産が再び行われる。

生田地区 土岐川支流の生田川流域に形成された生田地区は、江戸時代には多治見村の枝郷の一つ生田郷であった。大窯は、生田7号窯1基のみで、第2段階後半から第3段階前半に位置付けられる。なお、当地区では滝呂地区と同様、17世紀後半になると再び連房式登窯が構築されたものと思われる。

柿野地区 土岐川支流の妻木川上流域に形成された柿野地区(旧柿野村)には、妻木川の右岸に少なくとも2基の大窯から成る柿野窯が立地している⁽¹⁶⁾。時期は、第2段階から第3段階前半である。なお、当地区では、江戸時代の連房式登窯は一切確認されていない。

妻木地区 妻木川中流域の旧妻木村には、その左岸に約400m離れて妻木窯下1～3号窯、グミノ木洞窯の計4基の大窯の存在が知られている。時期は、グミノ木洞窯、窯下1・2号窯が第3段階、窯下3号窯が第4段階にそれぞれ位置付けられる。また、当地区は、妻木御殿窯など17世紀前葉以降の連房式登窯の分布もみられ、大窯第3段階以降、窯業生産が連綿と行われた可能性の高い地区である。

土岐口地区 妻木川下流域の旧土岐口村には、大窯は、妻木川の左岸に藤四郎窯1基が確認されるにすぎない。時期は、第2段階後半から第3段階に位置付けられる。なお、当地区では17世紀後半以降、連房式登窯が構築され窯業生産が再開されている。

細野地区 土岐川支流の肥田川上流域に形成された沖積地である細野地区(旧細野村)には、大窯は、肥田川左岸に細野窯1基のみが知られている。時期は、第2段階後半から第3段階前半である。なお、当地区では江戸時代の連房式登窯は全く確認されていない。

郷ノ木地区 やはり肥田川が形成した沖積地である曾木町の中心集落から北東約1500mにある郷ノ木地区(旧曾木村)には、肥田川支流の郷ノ木川を挟んで東西に少なくとも1基以上の大窯の存在が確認されている⁽¹⁷⁾。時期はいずれも第4段階後半を主体とする。また、当地区では大窯に隣接して初期の連房式登窯が認められ、大窯第4段階後半から17世紀一杯にかけて窯業生産が継続したものと思われる。

駄知地区 肥田川中流域に形成された駄知地区(旧駄知村)の大窯は、これまでのところ肥田川右岸に坊洞窯が確認されるにすぎない。時期は不詳であるが、ハサミ皿を間に挟んだ灰釉丸皿が採集されているというから、第2段階ないしは第3段階に位置付けられよう。なお、当地区

では17世紀前葉以降、連房式登窯が構築され窯業生産が再開されたようである。

大川地区⁽¹⁸⁾ 土岐川の支流である小里川と、さらにその支流である大川川が形成した沖積地である大川地区（旧大川村）には、大川下窯、川平窯、大川東1群1～3号窯、大川東2群2・4・6号窯、大川西1号窯の計5ヶ所9基の大窯の存在が確認されている。時期は、大川下窯が第3段階、川平窯が第3段階後半、他の7基の大窯は第4段階に位置付けられよう。また、当地区には、17世紀前・中葉の連房式登窯が大川東1群で3基、大川東2群で4基、大川西窯で2基予想されており、大窯第3段階以降、17世紀中葉までは窯業生産が集中して行われたことは明らかである。

水上地区 小里川支流の水上川流域に形成された水上地区（旧水上村）では、窯跡そのものは確認されていないが、採集遺物から大窯と推測されるのは、ほぼ第4段階後半に位置付けられる田ノ尻6・11号窯、向窯3号窯の3基である。なお、当地区には17世紀前葉から後葉にかけて田ノ尻窯で10基、向窯で6基の連房式登窯の存在が予想されている。

猿爪地区 小里川支流の猿爪川上流域の猿爪地区（旧猿爪村）の大窯は、猿爪2・3号窯の2基が知られている。時期は、いずれも第4段階、しかもその後半と思われる。なお、当地区の他の窯跡は、17世紀前葉の連房式登窯である猿爪1号窯が存在するにすぎない。

(2) 土岐川以北の大窯

土岐川以北の地域では、旧土岐郡側では、久尻、大富、定林寺、高根の4地区、旧可児郡側では小名田、大平、大萱、浅間の4地区、計8地区に亘って大窯の分布がみられる。

久尻地区 土岐川が形成した沖積地の右岸の久尻地区（旧久尻村）の大窯は、東部に赤サバ窯、元屋敷北窯⁽¹⁹⁾、元屋敷東窯、隠居西窯、隠居表窯⁽²⁰⁾の6基が集中し、やや離れて丸石東窯、深沢窯の2基が点在する。時期は丸石東窯が第3段階前半に、深沢窯が第3段階に、赤サバ窯、元屋敷北窯が第3段階後半から第4段階前半に、元屋敷東、隠居西、隠居表窯が第4段階にそれぞれ位置付けられよう。また、当地区には、元屋敷窯をはじめとする17世紀初頭以降の連房式登窯が多く存在しており、前記の妻木地区と同様、大窯第3段階以降、窯業生産が連綿と行われた地区である。

大富地区 久尻地区の東側に隣接する大富地区（旧大富村）には、久尻地区の隠居表窯から約500m離れて2基の大窯からなる大富西窯が知られている。第3段階後半から第4段階に位置付けられる。なお、その他に当地区には、大富西窯に近接して17世紀前葉の連房式登窯である大富東窯が存在する。

定林寺地区 やはり土岐川が形成した沖積地で、大富地区の東側に隣接する定林寺地区（旧定林寺村）には、大富西窯から約1200m離れて定林寺東洞1・4号窯、定林寺西洞1号窯、園戸川窯の4基の大窯が集中している。時期は、東洞1号窯が第3段階後半に、他の3基は第4段階にそれぞれ位置付けられる。また、当地区では、東洞2・3号窯、西洞2・3号窯といった初期連房式登窯⁽²¹⁾の調査が行われており、大窯第3段階後半以降、少なくとも17世紀中葉頃までは窯業

生産が継続した地区である。

高根地区 久尻地区の西北約2.5km, 村落部からやや離れるが, 旧久尻村内の小独立丘陵である標高331.3mの高根山の頂上付近に, 高根一の沢窯, 高根西窯, 高根窯沢窯の3基の大窯が構築されている。⁽²²⁾ いずれも, 第4段階後半に生産の主体を置く大窯である。なお, 当地区では, 上記の大窯以外の窯跡は確認されていない。

小名田地区 土岐川支流の高田川流域に形成された沖積地である小名田地区(旧小名田村)には, 小名田窯下1号窯⁽²⁾, 小名田窯下2号窯, 白山窯, 尼ヶ根1・2・4号窯⁽²³⁾の計6基の大窯

表4 大窯操業期間表(美濃窯—土岐川以北—)

※ ()内は, 大窯の予想基準

地区	窯跡	窯体		大 窯													
		段階	後期	第1		第2		第3		第4		第5					
				IV新	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11		
小名田	白山神社			—	—												
	窯下1(2)			-----	-----	---			-----	---							
	" 2											-----	-----				
	尼ヶ根1								-----	-----							
	" 2								-----	-----							
久尻	" 4								-----	-----							
	深 沢								-----	-----							
	丸石東						---	---	-----	-----							
	赤サバ								-----	-----							
	元屋敷北								-----	-----							
	" 東								-----	-----							
大富	隠居表(2)								-----	-----							
	" 西								-----	-----							
定林寺	大富西(2)								-----	-----							
	東洞1								---	---	-----	-----					
	" 4										-----	-----					
高根	西洞1										-----	-----					
	園戸川										-----	-----					
	高根西										-----	-----					
大平	" 一の沢										-----	-----					
	" 窯沢										-----	-----	---				
浅間	山之神										-----	-----					
	由右衛門(3)										-----	-----					
大萱	浅間東(2)										-----	-----					
	" 西										-----	-----					
	中表(2)										-----	-----					
	" 裏										-----	-----					
	牟田洞(3)										-----	-----					
	大萱窯下(2)										-----	-----					
萱	向林										-----	-----					
	岩ヶ根										-----	-----					
	若林(2)										-----	-----					

の存在が確認されている。時期は、窯下1号窯、白山窯が第1段階に、尼ヶ根1・2・4号窯が第3段階から第4段階初めに、窯下2号窯が第4段階にそれぞれ編年できょう。また、窯下1号窯では、採集遺物の中に第3段階のものがある程度含まれることから、第3段階の大窯も存在した可能性が高い。なお、当地区には、小名田窯下3号窯など17世紀前葉以降の連房式登窯が存在する。

大平地区 土岐川支流の深沢川上流付近の大平地区は、江戸時代には久々利村の枝郷の一つとなるが、戦国・織豊期には久尻村に属していたらしい⁽²⁴⁾。当地区では、山之神窯、約3基からなる由右衛門窯の2ヶ所で大窯の存在が知られており、時期は、前者が第3段階後半から第4段階前半、後者がやはり第3段階後半から第4段階後半に位置付けられる。なお、当地区には、17世紀前葉以降の連房式登窯が多く存在し、大窯第3段階後半以降、窯業生産が継続したと思われる。

大萱地区 木曾川に注ぐ可児川の支流である久々利川上流域に形成された大萱地区は、大平地区と同様、江戸時代には久々利村の枝郷の一つであった。大窯は、中表窯(2)、中裏窯、牟田洞窯(3)、大萱窯下窯(2)、向林窯、岩ヶ根窯、若林窯(2)の7ヶ所12基が確認されており、当地区は、大窯期における美濃窯最大の生産地帯であったことが知られている。ただし、時期はほとんどが第4段階を主体としており、また、連房式登窯は、17世紀前葉に位置付けられる弥七田窯1基が確認されるにすぎず、生産地としては比較的短期間に終息したと思われる。

浅間地区 大萱地区の西南約2km、村落部からやや離れるが標高372mの浅間山の北西斜面には、2基からなる浅間東窯と、単独で構築される浅間西窯の計3基の大窯の存在が知られている。いずれも、第4段階に生産の主体を置く大窯である。なお、当地区では、上記の大窯以外の窯跡は確認されていない。

(3)美濃大窯の分布と群構成

以上、美濃窯の大窯の概況を土岐川以南と以北の地域に分けて地区毎に記してきたが、それらをまとめると次のようなことがいえる。まず、当地方の大窯は、瀬戸市域の大窯と同様、村落に近接する丘陵上に立地することが多く、村落から離れた丘陵部に構築される例は、土岐川以北の高根地区と浅間地区の2地区にすぎない。また、窯跡の構成は、瀬戸市域と同様、単独で構築されるケースもみられるが、土岐川以南の大川地区や以北の大萱地区など第4段階の大窯が集中する地区では、複数の大窯によって窯跡が構成されるケースが確実に認められる。

次に、時期別に各地区の大窯の動向を整理すると、第1段階の大窯は、土岐川以北の小名田地区に僅かに認められるにすぎないが、第2段階、特にその後半には市之倉、笠原、滝呂、生田、柿野、土岐口、細野地区など土岐川以南の中央部一帯まで拡がりを見せる。さらに第3段階に入ると、妻木、大川、久尻、定林寺、大平地区にも認められ、一部土岐川を越えて分布するようになる。そして、第4段階の大窯は、土岐川以南では東部の郷ノ木、大川、水上、猿爪地区、土岐川以北では久尻、定林寺、高根、大平、大萱地区などに集中するのに対し、第2段階に大窯が構築された妻木地区を除く土岐川以南の中央部一帯には、この段階の大窯は全く確認されていない。

また、それに伴う美濃窯全体の窯数は、第1段階、第2段階の大窯は極めて少ないが、第3段

階に急増し、第4段階にはピークに達する。したがって、当地方の窯数の推移は、瀬戸窯とは全く逆の様相を呈しており、大窯期の窯業生産の主体が瀬戸窯から美濃窯へと移行したことは明らかである。なお、第5段階の大窯についてはこれまでのところ調査例は全くなく、久尻地区元屋敷窯など第4段階終末に一部の地区で連房式登窯が採用された後、当地方では、第4段階の大窯が立地するほとんどの地区で、ほぼ一斉に連房式登窯に転換したといわれているが、土岐川以南の東部一帯、郷ノ木から大川、水上地区あたりには存在する可能性がある。

最後に、各地区の大窯の操業期間を整理することにより、美濃窯の大窯の群構成を類型化すると、概ね次の3つのパターンに大別が可能となる。

Aパターン 第1段階の大窯は存在せず、第2段階後半から第3段階前半を主体とする大窯が単発的に構築される。また、第4段階の大窯も確認されていない。旧土岐郡の市之倉、笠原、滝呂、生田、柿野、土岐口、細野、駄知地区といった土岐川以南中央部一帯に多くみられる群構成で、瀬戸窯のBパターンと同様の群構成を示す。

Bパターン 大窯は、一部第3段階前半以降に登場するが、あくまでも主体は第3段階後半から第4段階で、さらにその後、初期連房式登窯へと連続して生産が営まれる。土岐川以北の久尻、大富、定林寺、大平地区、土岐川以南の大川地区を典型とする群構成で、生産開始時期はやや遅れるが、土岐川以北の大萱地区、土岐川以南の郷ノ木、水上、猿爪地区もこのタイプの範疇に含まれよう。したがって、Bパターンの地区を巨視的にみると、土岐川以北の旧土岐郡から旧可児郡にかけての北部地域と、土岐川以南の旧土岐郡東端から旧恵那郡の西南端にかけての東部地域との2地域に分かれて集中する傾向にある。

Cパターン 第4段階を主体とする大窯のみが集中的に構築され、それ以前の大窯、それ以降の連房式登窯は一切存在しない。丘陵部に立地する土岐川以北の高根、浅間の2地区にのみ認められる群構成である。

なお、敢えて類型化しなかったが、土岐川以北の小名田地区では、第1段階と、第3段階を主体とする大窯から構成されており、第4段階以降も生産が継続する。また、土岐川以南中央部の妻木地区では、第2段階までの大窯は認められないが、小名田地区同様第3段階を主体とする大窯から構成され、第4段階以降も生産が継続する。

(3) 地方窯——周辺地域の大窯——

続いて、瀬戸・美濃窯以外に瀬戸・美濃系大窯の分布する地域を地方窯として一括し、各窯業地毎にその概要を述べる。

(1) 恵那・中津川窯

旧恵那郡の東部地域、現在の行政区画でいうと、岐阜県恵那市と中津川市に展開する恵那・中津川窯では、これまでのところ、直線距離にして約13km離れて恵那市側の正家地区、中津川市側の落合地区の計2ヶ所で大窯の存在が知られている⁽²⁵⁾。木曾川の支流である阿木川の下流域に形

表5 大窯操業期間表(地方窯)

窯業地	窯跡	窯体 段階 小期	窖窯		大 窯										
			後期	IV新	第 1		第 2		第 3		第 4		第 5		
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
恵那・ 中津川	宮之 前			--											
	向山 天神														
藤 岡	半濟 寺 1			--											
	窯坂														
	釜下				---	---									
下海	下海													-----	
初 山	釜下								---						
	宝林 寺(2)								---						
	平屋 敷														
	平石													-----	
志戸 呂	上志 戸呂													-----	
	神座													-----	
越中 瀬戸	黒川													-----	
	小森													-----	
	山下													-----	
尾林	尾林													-----	

※ ()内は、大窯の予想基数

成された正家地区(旧正家村)では、大窯は阿木川右岸に宮之前窯1基が構築されている。時期は、第1段階でもその前半であろう。また、木曾川支流の落合川下流域の落合地区(旧落合村)では、大窯は落合川右岸に向山天神窯1基が確認されている。時期は、第3段階に位置付けられる。なお、恵那・中津川窯の大窯は、両地区以外には確認されておらず、落合地区では連房式登窯が若干分布するものの、時期等については不詳である。

(2) 藤岡窯

矢作川の支流である飯野川中流域に形成された藤岡町大字飯野、および大字迫の集落の周辺の低丘陵地帯には、半濟寺1号窯、釜下窯、窯坂窯という3基の大窯の存在が確認されている⁽²⁶⁾。時期は、半濟寺1号窯が第1段階、釜下窯が第2段階にはほぼ位置付けられるが、窯坂窯については採集遺物が少なく不明である。なお、大窯の周辺には、古瀬戸後IV期新段階の窖窯が分布しており⁽²⁷⁾、瀬戸窯のAパターンとほぼ同様の群構成を示す。

(3) 下海窯

知多半島先端の師崎港から東方約2.5kmにある日間賀島の窯跡は、大窯である下海窯1基が確認されるにすぎない⁽²⁸⁾。時期は第5段階で、瀬戸窯のCパターンと同様の群構成を示す。

(4) 初山窯

浜名湖に注ぐ都田川の形成した沖積地である中川平野の東端に接する低丘陵地帯には、いわゆる初山焼の窯跡が確認されている。この内、大窯は、釜下、宝林寺境内、平屋敷、平石の4ヶ所⁽²⁹⁾にほぼ200mの間隔を置いて構築されている。いずれも時期は、第3段階前半を主体とするもの

と思われる。なお、初山窯で窯業生産が再開されるのは、19世紀後半あたりであることから、当地区の大窯の群構成は、瀬戸窯のBパターン（美濃窯のAパターン）の範疇に含まれよう。

(5) 志戸呂窯

いわゆる志戸呂焼の大窯は、大井川を挟んで金谷町上志戸呂地区（上志戸呂窯）と、その対岸の島田市神座地区（神座窯）の2地区に約3.7km離れて分布している。上志戸呂窯は⁽³⁰⁾神座窯は複数の窯跡から構成されているらしく、⁽³¹⁾時期は、前者が第3段階後半から第4段階に、後者は第4段階にそれぞれ位置付けられよう。なお、17世紀前葉以降の志戸呂焼の窯跡は、両者のほぼ中間地点にあたる金谷町側の横岡地区に集中しており、⁽³²⁾群構成は、上志戸呂、神座地区は美濃窯のCパターン、横岡地区は瀬戸窯のDパターンの範疇にそれぞれ含まれよう。

(6) 越中瀬戸窯

越中瀬戸焼の大窯は、上市川支流の郷川右岸の丘陵上に立地する上市町黒川地区の黒川窯、滑川市小森地区の小森窯と、そこから南南西へ約11km、白岩川上流近くに立地する立山町上末地区の山下窯の3基が⁽³³⁾確認されている。時期は、黒川窯が第3段階後半から第4段階前半、小森窯が第4段階前半、山下窯が第4段階にそれぞれ主体を置いたものと思われる。なお、越中瀬戸焼の連房式登窯は、⁽³⁴⁾上末地区周辺に分布しており、黒川、小森地区では全く確認されていない。したがって、越中瀬戸窯の大窯は、上末地区では美濃窯のBパターン、黒川、小森地区では美濃窯のCパターンに類似した群構成を示している。

(7) 尾林窯

天竜川左岸の飯田市竜江尾林地内には、天竜川の支流である紅葉川の左岸の丘陵上に窯体構造はやや異なるが、瀬戸・美濃系大窯の技術系譜をひく窯跡が1基⁽³⁵⁾確認されている。時期は、第4段階終末から第5段階初めに位置付けられる。以降、尾林地内では19世紀中葉まで窯跡が構築された形跡はなく、瀬戸窯のCパターンに類似した群構成を示している。

(4) 瀬戸・美濃系大窯の成立過程

これまで瀬戸・美濃大窯の編年観を基に、瀬戸・美濃系大窯の分布の概況を述べるとともに、各窯業地毎に群構成の類型化を行ってきたが、それらの成果を総合することにより瀬戸・美濃系大窯の成立過程について⁽³⁶⁾考察したい。

(1) 瀬戸・美濃系大窯の動態

まず、瀬戸・美濃系大窯は、美濃窯の高根、浅間地区を例外とすると、村落に近接する丘陵上に立地している。すなわち、村落を単位とする小群を形成しており、このような立地要件は、次代の連房式登窯のそれに共通するとともに、前代の末期（古瀬戸後IV期新段階）の窖窯から連続するものである。なお、これは、それ以前の施釉陶器（古瀬戸）の窖窯が、村落から離れた丘陵部に立地することとは対照的であり、大窯成立を前後するこの時期が、中近世の瀬戸・美濃系施釉陶器窯において立地上の最大の画期となっている。

表6 各窯業地の消長

窯業地	地区	窯体 段階 小期	窯 後期 IV新	大 窯								連房式登窯 (本業焼)					
				第 1		第 2		第 3		第 4		第 5					
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11			
瀬戸	瀬戸 (8)																
	赤津 (10)																
	上・下品野(6)																
	上水野 (4)																
	沓掛 (1)																
	下半田川(2)																
	山口 (2)																
美濃	市之倉 (1)																
	笠原 (2)																
	滝呂 (1)																
	生田 (1)																
	柿野 (2)																
	妻木 (4)																
	土岐口 (1)																
	細野 (1)																
	駄知 (1)																
	郷ノ木 (2)																
	大川 (9)																
	水上 (3)																
	猿爪 (2)																
	小名田 (7)																
	久尻 (8)																
	大富 (2)																
	定林寺 (4)																
高根 (3)																	
大平 (4)																	
浅間 (3)																	
大萱 (12)																	
恵那・中津川	正家 (1)																
	落合 (1)																
藤岡	飯野・迫 (3)																
下海	下海 (1)																
初山	釜下・瀬戸(5)																
志戸呂	上志戸呂(1)																
	神座 (1)																
越中瀬戸	黒川・小森(2)																
	上末 (1)																
尾林	尾林 (1)																

※ ()内は、大窯のみの概数

また、村落を単位とする小群の規模は、窯跡が1・2ヶ所程度の小規模な小群から、5・6ヶ所に構築される大規模なものまで存在し、時期が下るにしたがい大規模化する傾向にある。さらに各窯跡は、単独ないし2・3基程度の大窯から構成され、小規模な小群ほど単独窯が多いという傾向が指摘できる。

次に、瀬戸・美濃系大窯の分布状況について、時期別にまとめておこう。

第1段階 この段階の大窯は、瀬戸、上・下品野、上水野地区といった瀬戸窯の中心部に集中しており、他地域では美濃窯の小名田地区、恵那・中津川窯の正家地区、藤岡窯に点在するにすぎず、全体の窯数は最も少ない。

第2段階 この段階の大窯は、前段階に分布のみられた瀬戸窯の3地区、藤岡窯に加え、遅くともその後半には瀬戸窯では赤津、下半田川地区、美濃窯では市之倉、笠原、滝呂、生田、柿野、土岐口、細野地区など土岐川以南の中央部一帯まで拡がりを見せ、全体の窯数は徐々に増加していく。

第3段階 この段階の大窯は、新たに瀬戸窯では沓掛地区、美濃窯では妻木、久尻、大富、定林寺、大平、大川地区でも分布しはじめ、その他に恵那・中津川窯の落合地区、初山窯、志戸呂窯、越中瀬戸窯といった地方窯でも確認されている。それに伴い全体の窯数は倍増するが、この段階の後半には、瀬戸窯全域、藤岡窯、さらに第2段階までに分布のみられた美濃窯の土岐川以南中央部一帯の大半の地域から大窯は姿を消す。

第4段階 この段階の大窯は、美濃窯では前段階に成立した妻木、久尻、定林寺、大平、大川などの地区に加え、新たに高根、大萱、浅間、郷ノ木、水上、猿爪地区で確認されており、土岐川以北と、土岐川以南の東部一帯の2地域に集中する観がある。また志戸呂窯、越中瀬戸窯でも大窯は増加し、全体の窯数はピークに達する。

第5段階 この段階の大窯は、赤津地区を中心に再び瀬戸市域に集中する傾向を見せ、他地域では下海窯、尾林窯でも確認されている。なお、美濃窯では、この段階の初めにはほぼ一斉に連房式登窯に転換したとされているが、郷ノ木、大川、水上地区など土岐川以南の東部一帯には、第5段階の大窯が存続する可能性があり、また志戸呂窯、越中瀬戸窯における初期連房式登窯の窯体構造の解明も今後の課題として残されている。

さて、このような瀬戸・美濃系大窯の国を越えての広範囲な分布状況、すなわち、大窯生産技術の瀬戸窯から美濃窯へ、さらに地方窯への拡散現象は、生産技術そのものが伝播したか、もしくは生産者自体が移動したかのいずれかとして解釈されよう。施釉陶器生産のように高度な技術を必要とする場合には、後者であった可能性が極めて高く、主要器種の型式変化が間断なく追えることから、同一の技術体系を有した工人集団によって生産が行われたことはまず疑い得ない。

前章では、少なくとも16世紀後半以降の発給文書に登場する竈屋については、戦国大名をはじめとする当該期の為政者により職人として掌握され、村落部に定着させられたことを明らかにし

た。しかし、上記の瀬戸・美濃系大窯の時期別の分布状況、特に発給文書が残存する第3段階後半以降の様相は、文献史料と合致する点が多く、文書に登場しない一般の工人集団に対しても、それがあてはまることを示すものといえよう。とすれば、竈屋宛文書が残っていない第3段階以前の瀬戸・美濃系大窯の生産経営形態は、如何に類推されるのであろうか。窯跡の分布は、古瀬戸後IV期新段階、すなわち15世紀第3四半期には既に村落部に集中しはじめており、⁽³⁷⁾発給文書にみられる工人集団の職人としての性格は、少なくともこの時期まで遡及するものと思われる。しかし、窖窯期の工人集団が丘陵部で生産を行っていたことを考えると、村落部に職人を定着させるにあたっては、戦国大名等が行ったと同様な手続きが当然必要となることから、これを証明するには瀬戸・美濃系大窯の群構成の特徴と、それを取り巻く在地の為政者との関係を明確にしておかなければならない。

瀬戸・美濃系大窯の各窯業地における群構成の類型化は既に行ってきたところであるが、後続する初期連房式登窯を含めて、当該期における各地区の窯業生産の消長関係を整理すると、概ね次の6つの類型に大別することができる。

第1類型 第1段階の大窯が、末期の窖窯から引き続き構築され、第3段階前半まで存続するが、第3段階後半および第4段階の大窯は確認されていない。瀬戸窯でAパターンとした群構成で、地域的には瀬戸、上・下品野、上水野地区といった瀬戸窯の中央部、および藤岡窯にのみ認めることができる。

第2類型 末期の窖窯、第1段階の大窯は存在せず、第2段階後半あるいは第3段階前半を主体とする大窯が単発的に構築され、第4段階の大窯も確認されていない。瀬戸窯でBパターン、美濃窯でAパターンとした群構成で、地域的には、瀬戸窯では赤津、下半田川、杵掛地区といった周辺部、美濃窯では市之倉、笠原、滝呂、生田、柿野、土岐口、細野、駄知地区など土岐川以南の中央部一帯に広く認められ、さらに恵那・中津川窯の落合地区、初山窯もこの類型に含まれよう。

第3類型 第2段階までの大窯は存在せず、一部第3段階前半のものが確認される場合があるが、主体となるのはあくまでも第3段階後半から第4段階の大窯で、さらにその後、初期連房式登窯へと連続して窯跡が構築される。美濃窯でBパターンとした群構成で、地域的には、瀬戸窯では全く認められないが、美濃窯では久尻、定林寺、大富、高根、大平、大萱地区といった土岐川以北の地域と、成立時期はやや遅れるが郷ノ木、大川、水上、猿爪地区といった土岐川以南の東部一帯とに集中してみられ、その他、越中瀬戸窯の上末地区もこの類型に含まれよう。

第4類型 美濃窯でCパターンとした群構成で、第4段階を主体とする大窯のみで構成され、それ以前の大窯、それ以降の連房式登窯は一切存在しない。地域的には、美濃窯では土岐川以北の高根、浅間地区、志戸呂窯の上志戸呂、神座地区で認められ、越中瀬戸窯の黒川、小森地区もこれに近い群構成を示している。

第5類型 第4段階の大窯は認められないが、第5段階の大窯あるいは初期連房式登窯から

連続して窯跡が構成される。瀬戸窯でDパターンとした群構成で、地域的には、瀬戸窯の赤津地区を典型とし、瀬戸、下品野、上水野地区、その他に美濃窯の笠原、駄知地区、志戸呂窯の横岡地区もその範疇に含まれよう。

第6類型 瀬戸窯でCパターンとした群構成で、第5段階の大窯のみで構成され、それ以前の大窯、それに連続する連房式登窯は存在していない。地域的には、瀬戸窯の山口地区、下海窯、尾林窯で認められる群構成である。

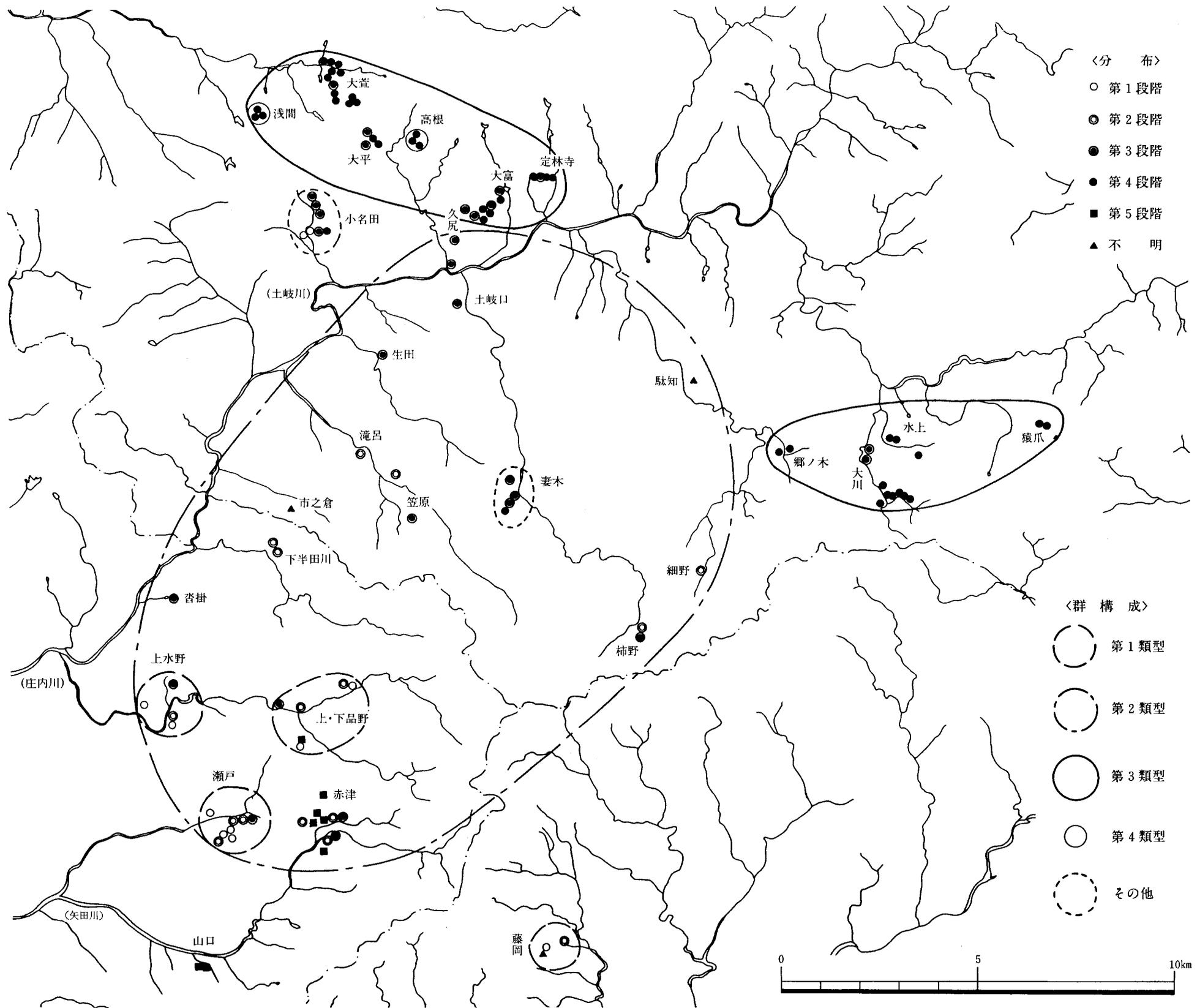
なお、その他に、恵那・中津川窯の正家地区では第1段階の大窯のみ、美濃窯の小名田地区では第1段階と、第3段階を主体とする大窯から初期連房式登窯へと連続し、妻木地区でも第3段階を主体とする大窯から連続して窯跡が構成されている。

(2) 瀬戸・美濃系大窯成立の歴史的背景

それでは、瀬戸・美濃系諸窯の各地区における窯業生産が、前記のような消長を辿る要因について、瀬戸・美濃窯を中心に大窯期の歴史的環境を概述しつつ解釈を行ってみたい。

当該期、瀬戸・美濃窯周辺における最大の政治史的契機は、いうまでもなく戦国大名である織田信長の登場である。現在の瀬戸市域は永禄3年、東濃地方南部は永禄10年前後に信長の領国に組み込まれたと思われるが、その時期以前と以降とは大窯の分布、群構成は大きく異なっている。すなわち、信長の統一以前にあたる第3段階前半までに、瀬戸市域から土岐川以南の中央部一帯にかけて広範に展開していた大窯は、信長の統一後の第3段階後半になると、妻木地区を除きほぼ一斉に姿を消すとともに、土岐川以北の地域と土岐川以南の東部一帯に集中しはじめる。さらに、これらの地域の大窯の基数は、第4段階には急増しその後も窯業生産が存続するのである。このような大規模な大窯の移動と定着の背景には、信長政権をはじめとする政治権力の積極的な介入があったと思われるが、第3類型の群構成を示す地域のうち、特に第3段階後半の大窯の多い土岐川以北の地域には、信長からの発給文書がみられる⁽³⁸⁾ことからそれが裏付けられよう。なお、大窯が誘致された理由は、当地域は、東山道近郷の交通の要衝に位置することから、清須、小牧、岐阜といった大規模城下町が存在する尾張西部や西濃地方を中心とする領国内の消費圏⁽³⁹⁾、さらには畿内を中心とする領国外の大都市圏への大窯製品の流通を目的としたものと推察される⁽⁴¹⁾。

この大窯の誘致政策は、信長の死後は、東濃地方を支配した豊臣系の大名である森氏に、さらに慶長5年の関ヶ原の戦い以後は、土岐川以北の旧可兒郡側は千村氏ら木曾衆、旧土岐郡側は妻木氏、土岐川以南の東部一帯は小里氏らによって継承され、窯業生産はますます発展したものである。森氏が大窯生産に関与したという記録は現存していないが、妻木氏らと工人集団との関係は、『大平竈由緒記』⁽⁴²⁾『瀬戸大竈焼物並唐津竈取立来由書』⁽⁴³⁾『水上竈文書』⁽⁴⁴⁾などの由緒書によっても知ることができる。なお、土岐川以北の地域に属し、第4類型の群構成を示す高根、浅間の両地区は、いずれも村落から離れた丘陵部に位置しているが、時期的には窯業生産の拡大期にあたることから、土岐川以北の他地区の工人集団が、一時的に丘陵部に進出して生産を行ったものと考えている。



第7図 大窯の分布と群構成(瀬戸・美濃・藤岡)

一方、第5類型の群構成を示す瀬戸市域は、発給文書が赤津村と下品野村に残存することから⁽⁴⁵⁾も明らかのように、尾張徳川家によって大窯が誘致され、第5段階以降再び窯業地として復活するのであるが、その理由は、慶長15年の名古屋城築城に伴う瓦類の焼成⁽⁴⁶⁾、さらには清須越しにより消費圏が尾張東部に移ることに伴う生活必需物資確保のため、藩内に工人集団を招聘したとみてまず間違いなからう。

それでは、信長の統一以前、第3段階前半までの群構成である第1・第2類型については、如何なる解釈が可能であろうか。瀬戸・東濃地方とも、信長以前の状況は文献史料も少なく不明なところが多い。ただし、近年尾張部で行われた城館跡の調査によれば、現在の瀬戸市域には24ヶ所の中世城館の存在が記載されており⁽⁴⁷⁾、そのうち半数以上が戦国期の城館といわれている⁽⁴⁸⁾。第1類型の群構成を示す瀬戸、上・下品野、上水野地区においても、沖積地（村落）を見下ろす丘陵上に瀬戸城、馬ヶ城、品野城、桑下城、落合城、一色山城、シンド山城などが存在する。そして、各城館には加藤氏（瀬戸城、馬ヶ城）、長江氏（桑下城）、磯村氏（一色山城）、水野氏（シンド山城）といった在地領主の名がみられ、彼らが、少なくとも城館の立地する村落に対して、ある一定の支配権を有していたことは疑い得ない。これら城館の存続期間については、発掘調査例が皆無であることから不明な点が多いが、永禄3年の品野城攻略をはじめとし信長が瀬戸市域を領国化する時点において、大半の城館が廃城に追い込まれた可能性が高い⁽⁴⁹⁾。また、築城時期については、さらに不鮮明さを免れないが、尾三地方における近年の発掘調査によると、那古野城、清須城、岩倉城、沓掛城、岩崎城、福谷城などでは、いずれも古瀬戸後IV期新段階以降の施釉陶器が一定量出土しており、織田氏、今川氏はもとより、近藤氏（沓掛城）、丹羽氏（岩崎城）、原田氏（福谷城）らの在地領主層が、それらの遺物を入手し得たことに注目せねばならない⁽⁵⁰⁾。もし、瀬戸市域の在地領主層が、彼らと同様の成長過程を辿ったとすると、市域の城館は大窯第1段階には成立し、信長の領国となる第3段階前半には廃絶したことになる。

第1類型の群構成の特徴は、大窯の基数が余り多くないにも拘らず、継続期間が比較的長期に亘ること、しかも信長の統一期に生産が衰退することから、第1類型を示す地区への大窯の誘致⁽⁵¹⁾は、彼ら在地領主層との関係で捉えるのが最も理解しやすいのである。

しかし、第2類型については、分布地域が広範囲に及ぶにも拘らず、村落を単位とする小群の規模が小さいものが多く、大窯を誘致した主体は、上記の在地領主層ばかりとは考えにくい。文明頃から天正頃にかけて、当地方の状況を知らうる重要な史料である定光寺の『祠堂帳』⁽⁵²⁾は、尾張国の旧山田郡、春日井郡を中心とする地域から、定光寺に納入された祠堂料の記録であるが、瀬戸、東濃地方の村落名、納入者名等も記載されている。これには「瀬戸 太良左衛門殿」「上郷 水野（右）京殿」「科野 長江修理進」「半田川 尾塞弥右衛門殿」「妻木 籠橋雅楽助」「明智 藤右衛門入道殿」といった在地領主と思しき人物以外に「鮑津 四郎左衛門」「半田川 孫三郎」「科野 縫助」「柿野 宗四郎」「沓掛 助右衛門」「笠原 俊翁」「科野落合 源十郎」「多治見脇 彦左衛門」といった姓や敬称の略された人物の名がみられ、在地領主以外にも祠堂料を

納入できるだけの財力を持った階層が確実に認められる。大窯の時期別分布状況からみて、第2類型の群構成を示す地域が、第1類型の群構成を示す地域から、大窯を導入することによって成立したことは明らかであり、その大半の地域が元々の施釉陶器の生産地でない以上、工人集団を定着させるにあたっては、彼ら村落領主と思しき階層が関与した可能性が充分考えられる。

したがって、信長統一以前の大窯製品の周辺地域への流通は、在地領主層あるいは村落領主層の主導の下、村落(郷)単位に組織された商人らによって行われたものと推察される。⁽⁵³⁾ただし、当該期の瀬戸・美濃焼は、中世以来の東日本を中心とする広域流通陶器としての側面を有しており、その流通システムについては、今回は言及することはできなかったが、先学の指摘どおり問屋商人の介在を予想すべきであろう。⁽⁵⁴⁾一方、信長は、瀬戸市域を領国化した時点では、瀬戸の市場に発給した制札にみられるように、それまでの諸郷商人らによる焼物流通システムを一旦は認知したものの、⁽⁵⁵⁾美濃地方を制圧した時点でそれを解体し、領国の内外を含めた新たな流通システムの確立を企図したと思われる。そして、尾張徳川家による大窯誘致政策も、その流通システムの掌握にあったことはいうまでもない。⁽⁵⁶⁾

以上のように、瀬戸・美濃窯の大窯の群構成は、当該期の為政者の動向と密接に関連しており、その他の地方窯の群構成も、その史的背景について今触れる余裕はないが、在地の為政者との関係で大凡の解釈が可能である。例えば、初山窯では、大窯の操業時期は第3段階前半を主体とすることから、おそらく在地領主である井伊氏により導入されたものであり、また、志戸呂窯では、第3段階後半の成立であることから、徳川家康が遠江・駿河国を完全に領国化する天正10年以降に、⁽⁵⁷⁾由緒書等に記される如く、初山窯の工人集団を上志戸呂、神座の両地区へ招聘したものである。そして、天正18年に家康が関東に入府した後は、上志戸呂地区は山内氏、神座地区は中村氏といった豊臣系の大名により引き続き保護を受け、慶長12年、家康が再び駿府に居城することおよび両地区の工人集団は、⁽⁵⁸⁾横岡地区に集住し生産を継続したとみることができる。

さらに、越中瀬戸窯では、上末地区の大窯は、第4段階に成立し以降生産が継続することから、⁽⁵⁹⁾文献史料にみられるとおり、天正末年に前田氏により工人集団が招聘されたことは疑い得ない。なお、黒川、小森地区では、第3段階後半から第4段階にかけて生産が行われていることから、⁽⁶⁰⁾前田氏以前に当地域を支配した佐々成政により、大窯が導入されたものと思われる。

その他、第6類型の群構成を示す下海窯、尾林窯などでは、第5類型のように窯業生産が存続することなく短期間で終わっており、流通領域もさほど広くなかったようである。したがって、藩を挙げての誘致とは考えにくく、17世紀初頭の支配関係からみて、下海窯は御船奉行の千賀氏、尾林窯は信濃預所代官でもあった千村氏(木曾衆)あたりとの関係が想起されよう。

註

- (1) 拙稿「瀬戸大窯発掘調査報告」(『瀬戸市歴史民俗資料館 研究紀要Ⅴ』1986年)265頁以下。
- (2) 拙稿「城館出土の瀬戸・美濃大窯製品」(『中世の城と考古学』1991年)81～84頁ほか。
- (3) 瀬戸市域の大窯、および前後の時期の窖窯、連房式登窯の分布と操業期間については、特に断わり

- のない限り、註(1)文献、拙稿「本業焼の研究(1)~(3)」(『瀬戸市歴史民俗資料館 研究紀要Ⅵ~Ⅷ』1987~89年)、同「瀬戸古窯址群Ⅱ」(『瀬戸市歴史民俗資料館 研究紀要Ⅹ』1991年)による。
- (4) 1991年、瀬戸市教育委員会において発掘調査。
 - (5) 1990年、分布調査により新発見。
 - (6) 1990年、瀬戸市教育委員会において発掘調査(『平成2年度 瀬戸市埋蔵文化財年報』1992年)。
 - (7) 1991年、分布調査により新発見。
 - (8) 瀬戸市教育委員会『尾呂——愛知県瀬戸市定光寺カントリークラブ増設工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告——』(1990年)。
 - (9) 窯末期から初期連房式登窯にかけての窯数の推移は、中世から近世への過渡期における窯業の生産組織を検討する上で、重要な要素の一つとなろう。別稿で詳しく論じる予定である。
 - (10) 恵那、中津川市域の大窯は、最も近い瑞浪市西部の大窯からも直線距離にして約17.5km離れていること。また、恵那、中津川市域では、10世紀以降、断続的ではあるが窯業生産が行われていることから、本稿では美濃窯には含めず、別の窯業地として扱う。
 - (11) 東濃地方の大窯等の分布や操業時期の推定にあたっては、特に断わりのない限り、樋崎彰一ほか『美濃の古陶』(1976年)、井上喜久男「美濃窯の研究(一)——十五~十六世紀の陶器生産——」(『東洋陶磁 Vol. 15・16』1988年)、河合竹彦「陶片から見た古瀬戸窯と大窯」(『瑞浪陶磁資料館 研究紀要第3号』1986年)を参考にした。
 - (12) 多治見市教育委員会の田口昭二氏の御教示による。
 - (13) 笠原町教育委員会『妙土窯跡発掘調査報告』(1976年)。
 - (14) 笠原町教育委員会『笠原町の文化財 第1集』(1974年)。
 - (15) 1991年、多治見市教育委員会により発掘調査、若尾正成氏の御配意により出土遺物を実見した。
 - (16) 1985年、土岐市教育委員会により発掘調査、林順一氏の御配意により遺物実見。
 - (17) 瑞浪陶磁資料館『郷ノ木窯展』(1990年)。
 - (18) 現、瑞浪市域の大川、水上、猿爪地区の大窯および初期連房式登窯の分布と操業時期の推定にあたっては、住田誠行「瑞浪の古窯」(『瑞浪陶磁資料館 研究紀要第1号』1982年)を主に参考とした。
 - (19) 1989年以降、土岐市教育委員会により発掘調査。林順一氏の御配意により遺物実見。
 - (20) 土岐市教育委員会『隠居西窯跡発掘調査報告書』(1988年)。
 - (21) 定林寺東洞1~3号窯、西洞1~3号窯については、土岐市教育委員会『土岐市中央自動車道関係遺跡埋蔵文化財発掘調査報告書』(1971年)参照。
 - (22) 土岐市教育委員会『高根山古窯跡群発掘調査概報』(1974年)。
 - (23) 多治見市教育委員会『尼ヶ根古窯跡群発掘調査報告書』(1987年)。
 - (24) 「大平電由緒記」(『瀬戸市史 陶磁史篇二』1981年)ほか。
 - (25) 註(1)井上文献82・83頁。
 - (26) 愛知県教育委員会『愛知県古窯跡群分布調査報告(Ⅳ)』(1985年)。
 - (27) 拙稿「瀬戸古窯址群Ⅱ」(『瀬戸市歴史民俗資料館 研究紀要Ⅹ』1991年)181~214頁。
 - (28) 杉崎章ほか「尾張国日間賀島下海古窯址の調査」(『瀬戸市の古窯 第2集』1969年)。
 - (29) 細江町教育委員会『初山焼 釜下古窯発掘調査報告書』(1985年)。
 - (30) 金谷町教育委員会『上志戸呂古窯跡発掘調査報告』(1991年)。
 - (31) 静岡県教育委員会『静岡県の窯業遺跡地名表・分布地図編』(1989年)39頁。
 - (32) 足立順司「歴史に見る県下の窯Ⅱ 近世~現代」(『静岡の文化 第12号』1988年)。
 - (33) 宮田進一「越中瀬戸の窯資料(1)」(『大境 第12号』1988年)。
 - (34) 定塚武敏『越中のやきもの』(1974年)150・151頁ほか。
 - (35) 遮那真周ほか「長野県飯田市尾林古窯址発掘報告」(『信濃 第22巻第12号』1970年)。

- (36) 先行研究としては、村落領主層とそれに結託する問屋商人との関係を重視した吉岡康暢氏の「15・16世紀の窯業生産」(『東日本における中世窯業の基礎的研究』1989年)と、織豊系城郭の進出とそれに伴う地域支配の関係で捉えた前川要氏の「織豊系城郭の地域的展開と瀬戸・美濃窯大窯生産技術の地方伝播」(『中世城郭研究論集』1990年)がある。
- (37) 註④文献157～180頁。
- (38) 前章史料2。
- (39) やや時期は遡るが、13～15世紀における尾張西部や西濃地方への焼物(山茶碗)流通は、土岐川以北の生産地の方が優位であったことを指摘したことがある(拙稿「山茶碗と中世集落」註⑧文献402頁)。
- (40) 管見に触れた限り、京都・堺を核とする首都市場圏における大窯製品の出土量は、第3段階後半以降、茶陶を中心に急増するようである。なお、当該期の茶陶は、茶会記等によると大半が「瀬戸」として扱われており、「美濃」と記された例は、天文末年から弘治年間(大窯第2段階後半)に若干認められるにすぎない(「宗達茶湯日記 自會記」『茶道古典全集 第八巻』1956年)ことは、非常に興味深い。
- (41) 一方、同じ第3類型の群構成を示す土岐川以南の東部一帯は、第3段階の大窯の基数はあまり多くなく、主要操業期間は第4段階でもその後半であること、また、いわゆる中馬街道沿いとはいえ、当該期の焼物流通にとってさほど有利な地域とは考えにくいことから、当地域への大窯誘致に信長政権が積極的に関与したとするには疑問が残る。当地域の群構成の解釈については、「瀬戸山離散」の問題と合わせて改めて論及するつもりである。
- (42) 註④文献。
- (43) 同上383～385頁。
- (44) 加藤唐九郎「美濃古窯文書」(『陶磁 第八巻第二号』1936年)25頁。
- (45) 前章史料5・6。
- (46) 上水野地区の穴田1・2号窯では、名古屋城二之丸庭園で使用されたと思われる瓦類が出土している(拙稿「本業焼の研究(2)」『瀬戸市歴史民俗資料館 研究紀要Ⅶ』1988年, 221・222頁)。
- (47) 愛知県教育委員会『中世城館跡調査報告Ⅰ(尾張地区)』(1991年)、愛知中世城郭研究会『瀬戸の中世城館』(1991年)。
- (48) 大類伸監修『日本城郭全集 7』(1966年)。
- (49) 近年、瀬戸市域では、北部域を中心に村落周辺の発掘調査例が増加しているが、いずれの地区においても、第3段階後半から第4段階にかけての大窯製品の出土量は極めて少ない(瀬戸市教育委員会『上品野遺跡』1990年ほか)。
- (50) 註②文献。
- (51) 品野窯中興の祖である加藤十右衛門基村は、応仁年中、品野城主長江氏の保護の下に窯を築いたといわれている(「しなのがま」加藤唐九郎編『原色陶器大辞典』1972年)。
- (52) 太田正弘『定光寺誌』(1985年)155～171頁。
- (53) 安野眞幸「瀬戸楽市令と商人宿——永禄六年の瀬戸宛信長制札の分析——」(『弘前大学教養部 文化紀要第26号』1987年, 37頁)。
- (54) 註⑥吉岡文献55頁。
- (55) 前章史料1。
- (56) 「蓬左遷府別稿」(『愛知縣史 別巻』1938年, 763～773頁)には、「一瀬戸物町 当町元和二辰年引越候由、天正年中之比瀬戸物商売之者清須ニ而多く居候付、瀬戸物町と申習ハし候旨申伝、」とあり、天正年中清須における瀬戸物町の成立、また元和2年の名古屋城下への移転についても、信長政権、および尾張徳川家による焼物流通システム掌握の一環として理解すべきであろう。

- (57) 「加藤忠右衛門由緒書上」(『静岡縣史料 第四輯』1938年) 156頁。
 (58) なお、初山窯および志戸呂窯の成立については、註99文献、註92文献、註99前川文献、さらに柴垣勇夫「志戸呂窯にみる天目茶碗の変遷について」(『愛知県陶磁資料館 研究紀要10』1991年) など諸説がある。
 (59) 註94文献。
 (60) 註99前川文献。

4. 跋——中世窯業の生産経営形態——

これまで、「大窯の時代」の表徴的存在といわれる瀬戸・美濃系諸窯の生産経営形態について、文献史料と考古資料の両面からのアプローチを試みた。

まず、文献史料からは、16世紀後半から17世紀前半にかけてみられる竈屋宛の発給文書の分析により、竈屋支配の構造、およびその具体的方法について検討を加えた。それによって、少なくとも発給文書に登場する竈屋は、都市部に集住することなく、村落部に定住する存在であったが、戦国大名をはじめとする為政者から、当該期の職人と同様、諸役免許等の特権を与えられていたこと、そして、その反対給付としては、焼物臨時御用、営業税の支払い等、竈屋独特の負担が課せられていたこと、さらに、当該期の為政者は、竈屋が村落に居住することによって、当然利害関係が生じるはずの在地の百姓らに対しても文書を発給し、原料や燃料の豊富な在地において竈屋を掌握しようと努めたことなどを明らかにした。

したがって、竈屋は、自らが生産した焼物を販売するために商業活動、あるいは畑作等の農業生産に係わりつつも、職人(專業集団)として自立した存在であったのである。なお、17世紀末葉以降、窯業生産の衰退する地域では、半農半工の様相を示す史料も多々みられるが、これは竈屋が村落定着後に百姓化した姿であり、これをもって、彼らの基本的生産経営形態を大窯期まで遡らせて農閑副業とすることができないのは前述のとおりである。

次に、考古資料からは、瀬戸・美濃系大窯の分布状況の分析を通して、瀬戸窯から美濃窯、さらに地方窯への大窯生産技術の拡散現象は、文献史料に登場する竈屋と同様、一般の工人集団についても專業集団として生産を行ったことを示すこと、また、窯跡の分布は、大窯成立の直前から既に村落部に集中しはじめており、工人集団の專業集団としての性格は、15世紀第3四半期まで遡る可能性が高いことを明らかにした。

さらに、瀬戸・美濃窯の大窯の群構成の分析を通して、その解釈としては、在地領主および村落領主層、信長をはじめとする諸大名や藩主等による工人集団の招聘が想定できること、また、大窯の群構成は、信長の統一以前と以降とでは大きく異なっており、その背景としては、「問屋商人に主導された産業の地域間競争・淘汰の進行の一環⁽¹⁾」とする程度のものでなく、流通システムの整備を主眼とする信長政権の経済政策の一端を窺い知ることができるのである。すなわち、当該期の瀬戸・美濃系諸窯の窯業生産は、「常時臨戦状態にある大名権力の安定強化をはかる物

質的基礎を確保する」ため「職人の被官化・諸役免除等を通ずる身分的・地域的編成と、大名の〈公儀〉的論理に立つ領国内営業活動認可権によって、旧来の国人領、村落に結合されていた職人の割拠的な存在形態を解体し、その再編を推進⁽²⁾」することを現実的課題とする戦国大名の領国経済政策に直接組み込まれたとみることができよう。

以上、文献史料、考古資料の分析結果を総合すると、瀬戸・美濃系大窯の工人集団の基本的生産経営形態は、農閑副業的なものとは考えられず、専門の陶器生産者として自立した存在であったことは明白である。そして、このことは、瀬戸・美濃系諸窯ばかりではなく、「大窯の時代」の到来とともに窯体構造の革新、窯跡の集中という現象面において、瀬戸・美濃系大窯とはほぼ同様の傾向を呈する他の窯業地の生産経営形態について、さらに、近世的窯業生産の成立の契機を何処に求めるかという問題についても再検討する余地があることを示している⁽³⁾。

さて、それでは、村落部に定住する以前、水稻耕作が不可能な丘陵部で生産を行っていた窖窯期の工人集団の生産経営形態については、如何なる解釈ができるのであろうか。可能性としては、村落部に居住し、丘陵部で生産を行った半農半工的な工人像を想定するか、あるいは、丘陵部に居住し、生産を行った専門の工人集団を想定するかのいずれかであろう。しかし、はじめに述べたように施釉陶器を生産した窖窯は、特に14世紀前半以降、徐々に村落部から数km離れた東部の丘陵地帯に拡がり、15世紀中葉には美濃、三河、遠江地方まで拡散し、各地に古瀬戸系施釉陶器窯の成立をみるが、15世紀後葉の大窯成立の直前に特定の村落に集中してくるのである。このような窖窯の分布状況、さらに大窯期以降の展開をみる限り、窖窯期の工人集団が村落部に居住していたとは考えにくいのである。したがって、工人集団の職人的性格は少なくとも中世後期まで遡り、見通しとしては、より專業度の高い工人像が彷彿とされるのであるが、村落部、丘陵部を問わず、当該期の工人集団の生活跡の考古学的調査例は皆無であり、また、それを立証するには為政者の動向、流通システム等の史的背景を明らかにする必要もあろう。今後の研究課題として他日を期したい。

註

- (1) 吉岡康暢「15・16世紀の窯業生産」(『東日本における中世窯業の基礎的研究』1989年) 55頁。
- (2) 永原慶二「大名領国制の構造」(『岩波講座 日本歴史 8』1976年) 240・248頁。
- (3) 植崎彰一「近世瀬戸・美濃窯の変遷」(瀬戸市教育委員会『尾呂』1990年) 447・448頁。

本稿は、1989・1990年度国立歴史民俗博物館特定研究「日本歴史における地域性の総合的研究——中・近世における東国と西国——」の成果の一部である。

(1992年4月26日成稿)

(財団法人瀬戸市埋蔵文化財センター 国立歴史民俗博物館共同研究員<1989・90年度>)

史料1 織田信長制札

制札 瀬戸

- 一、瀬戸物之事、諸郷商人國中往反不可有違乱之事
 - 一、当郷出合之白俵物并塩あい物以下、出入不可有違乱、次当日横道商馬停止之事
 - 一、新儀諸役、郷實・所實不可取之事
- 右条々違犯之輩在之者、速可加成敗者也、仍下知如件

永祿六年十二月日

(信長)
(花押)

史料2 織田信長制札写

定

- 一、於郡尻村郷を開き竈相立焼べき事、並に竈木・竈土自由取可夏
 - 一、田畑を起自由を達し可申候事、並に年貢・諸役不相勤及候事
 - 一、家近き於場所に山林・竹木相立可申事
- 右之条々違乱不可有之者也

天正元癸酉三月

奉行

史料3 織田信長朱印状

瀬戸焼物釜事、如先規彼於在所可焼之、為他所一切釜不可相立者也

天正貳

正月十二日

信長(朱印)

賀藤市左衛門尉

史料4 後陽成天皇口宣案

(端裏書)
「口宣案」

上郷中山大納言
慶長二年七月五日

宣旨

藤原景延

宣任筑後守

藏人頭右中弁藤原光豊奉

史料5 寺西藤左衛門達書写

- 一、赤津村江窯屋之者罷移度由、如何ニ茂尤之儀ニ候、只今時分候間急移可申候、万事諸役之儀有間敷候、其分心得可申候
- 以上

(727)
戊三月五日

寺西藤左衛門 花押

赤津村庄屋

宗左衛門

史料6 原田右衛門他一名連署状写

以上

春日井郡之内下品野村瀬戸ものやき方々参候ものへ諸役令免許候、少も相違有之間敷候者也、仍如件

寺西藤左衛門印判

戊

五月五日

原田右衛門 書判

新右衛門

三右衛門

史料7 妻木伝兵衛達書

大平より笠原村越竈やき免之事

一、諸やくゆるし申事、但御たいとうのやくハ可仕候事

一、かさ原山いらんなくかま木きらせ可申候、但せいとうのやぶはやしきるましき事

一、田島永あれ之所おこし次第ニとらせ可申候事

一、かま年貢巻かまニ付て、銀子三匁つゝ相定候事

一、ミヤ米つけ申事ゆるし可申候事

一、払米あて申間敷候、手前ニかい候て遣候、米他所占かい候ハす共、知行之米をかい遣可申候事

一、笠原ニて身上不成候時、他所へ越候共、理申候て無相違こさせ可□□事

右之通雅楽助ニ可申候間、早々かまやきこさせ可申候、少も相違あるましく候、仍書如件

慶長貳拾年

伝入

正月十一日

(花押)

大平 次左衛門

同 由右衛門

同 清太夫

史料8 駄知村竈役銀請取手形

納駄知村丑年竈役銀之事

㊦一、銀三拾匁者

右之分櫃請取申候、為其仍如件

慶安貳年丑極月廿日

長谷川藤左衛門㊦

駄知村竈家衆

史料9 徳川家康朱印状

遠州志都呂致在留瀬戸之者等、於御分國中焼物商売之役等、被成御免許之処、不可有相違之旨、被仰出候者也、仍如件

天正十六（朱印）

後五月十四日 浅井雁兵衛

瀬戸者等

史料10 徳川家伝馬朱印状

〔伝馬〕壹疋、自金谷駿府迄可出者也、仍如件

戊子壬

五月廿日

浅井雁兵衛

奉之

右之宿中

史料11 横田村詮手形

以上

面々居屋敷并作来候畠共ニ為堪忍分遣候間、今度掉打之刻も此等之旨可申理候、然上者公方役無懈怠相つとめ在所ニ居住専一候也

亥

内膳正

五月三日

村詮（花押）

やき物師中

史料12 浅原忠次書状

尚々、御ほん之様子可申候間、まつく可被参候

急度申候、仍上様御さいく被仰付候間、たれ成共忝人早々可被参候、様子可申聞候間、□□早々可被参候、為其申入候、恐々謹言

三月十二日

浅喜藏

忠次（花押）

自府町

志とろ

かめ山衆

まいる

史料13 彦坂光正折紙

以上

上様へ上り候御山拵詰之御用ニ候間、壹六ツ大賀の藤七郎ニ渡し可申候、つほのころハ藤七郎次第ニ可仕候、以上

後六月廿三日

彦九兵(黒印)

志とろのせと物やき

七右衛門

まいる

史料14 森小左衛門外二名連署状写

瓶焼中被仰付候、横岡村地之内新田場之事、数年横岡村之庄屋百姓ニ新田ニ起候へと申付、夫食など迄借申候へ共、何かと申起不申候故、右之通申上候処、其方共にとらせ新田に起させ候様にと被仰出候、随分情を入新田起揃可申、諸役致免許、其上三ヶ年過候而相当之年貢可申付之旨、御意、仍如件

万治元戊

西尾藤九郎(印)

十一月 日

順田安兵衛(印)

森小兵衛門(印)

横岡村

瓶焼中

史料15 前田五郎兵衛達書

尚々、た木々者主もきり可申候、又在所之ものもきり候てうり候へハ、在所もふつきに候へん間馳走可申候、他国之者申越候間、目をかけ可申候也

一筆遣候、仍而せと屋き候小二郎、其在所へ越候而屋き候、然者物共あつらへ屋かせ候間、志らつちえ儀此者忝人にとらせ可申候、将又此かまへ出入志候あき人など何かと見たり成儀有間敷候、又かまのた木々之儀主もきり可申候、過半かい候へハ在所もふつきに志候へん間、百姓共無如在ひきまわし可申候、為其一筆遣之候也

五郎兵衛

六月十一日

(花押) 印

上すへ村

百姓中

史料16 前田五郎兵衛達書

以上

一筆遣候、仍而其村ニ有之白つち之儀一度折カミを遣、小二郎ニ申付候間、よのものをニむざととらせ申間

敷候、小二郎ハしやう寿にて物をもあつらゑ候ニ付て、白津ち之儀申付候、其元ニ小二郎有付候様ニ可馳走候也

五郎兵衛

卯月廿六日

(花押) ㊦

すへ村

百姓中

史料17 前田五郎兵衛達書

(上書)
「上すへせとやき」

尚々、あつらへ物之儀、朱なく候へ、渡し申しましく候、物をあつらへかわり出し候へぬ物書付、此方可申上候者也

一筆遣候、仍而方々ちんなしに屋き物をあつらへ候由聞候、いか様之物とりつきにて、左様ニむさと物をあつらへ候哉、此方へ可申越候、今度きゝ候間さて申遣候、以来左様之物屋き候へ、可為曲事候、ぜひと申者候へ、此方へ可申越候、可申付候者也

五郎兵衛

七月七日

(花押) ㊦

上すゑ

小二郎

史料18 前田利長判物

越中於国中瀬戸焼^{欠損}「何方ニても見立次第、其所にて可焼之者也

文禄二年

四月朔日 (花押)

せとやき

彦右衛門

史料19 前田利長判物

請取瀬戸役銀之事

合四拾八文目者

右去年分として請取所、如件

肥前

慶長参年二月八日 (花押)

武田宮内少輔殿

史料20 前田利長判物写

越中国中之内ニ而土木見立次第ニ其処ニ而可焼瀬戸者也

慶長三年

肥前

七月十日(花押)

瀬戸

孫市

史料21 奥村藤主達書写

急度申付候、越中芦見遍ニ而可焼瀬戸旨尤ニ候、草柴入用ハ其所之手寄次第ニ可仕候、諸役捨免故、不被懸悲儀とも申かけ候者有之候者、此方へ可申来候、急度可申付候、以上

慶長五年

七月十六日

奥村藤主

(花押)

芦見セと

孫市

史料22 前田権九郎達書

猶以かゝ欠損「もし申懸もの申之ニ付てハ、和右衛門かたまで可為申聞候也

急度申遣候、仍黒川辺ニセとやき仕候由尤候、御用木之外并草柴以下ハ、其谷中ノ山々ニて用次第ニ取申へく候、其上自然非儀をも申懸もの有欠損「此方ハ可申越也

前田権九郎

慶七年

七月廿三日(花押)

セと物やき

兩人方へ

史料23 葛巻隼人達書写

上末野之内釈伽堂坂ニ新瀬戸可取立任理申付候

一、釜役之儀、新瀬戸並ニ可指上候

一、釜場居屋敷共三拾間四方、永代御年貢郡役可有御赦免候

一、瀬戸物御用等之儀、古瀬戸村同前可相勤者也

葛巻隼人

寛永拾七年

十二月六日 御判

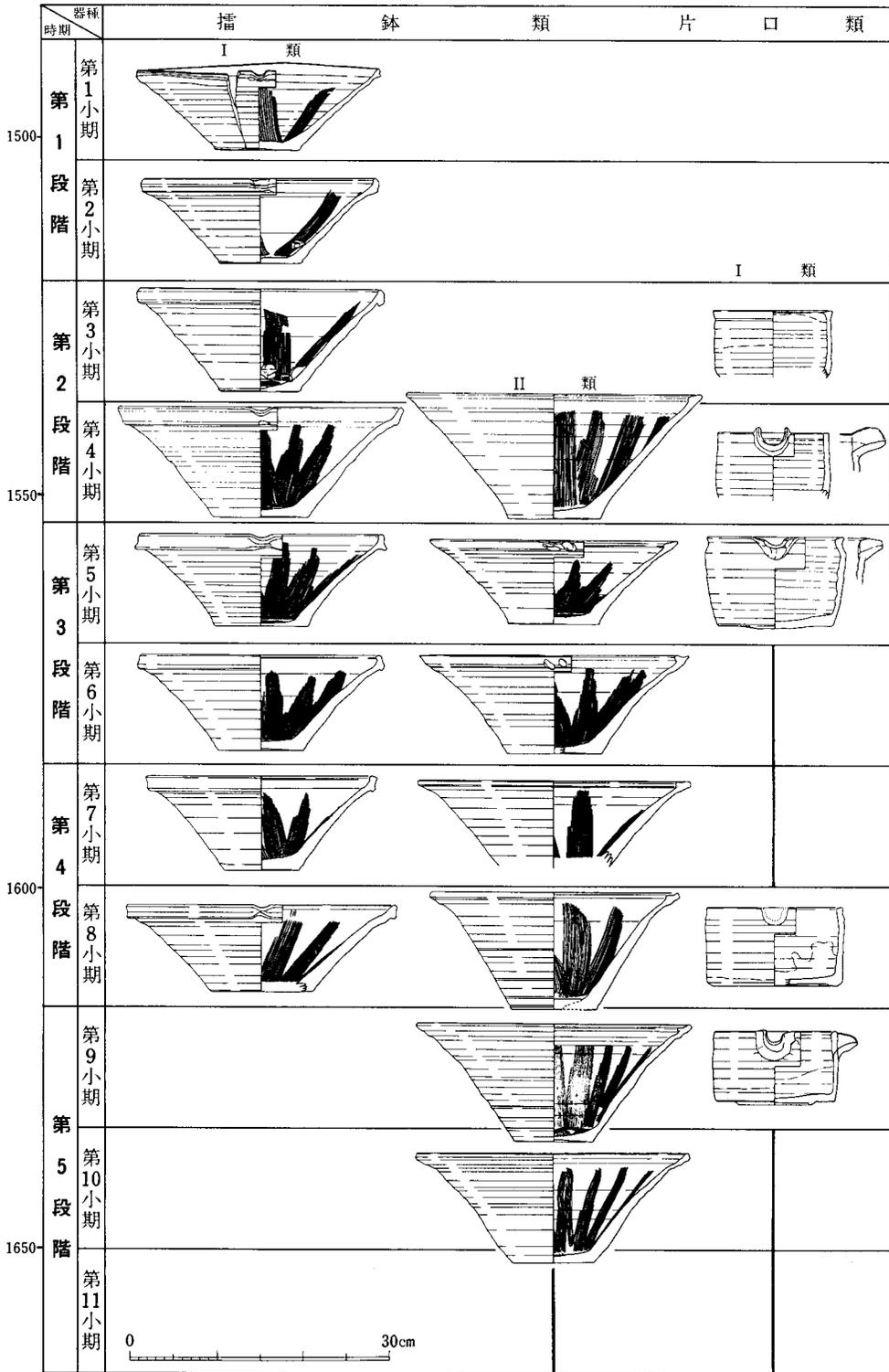
瀬戸

九左衛門

方へ

器種 時期		碗 類		小 皿 類		
1500	第1 段 第1小期	丸 碗	天目茶碗	端 反 皿	稜 花 皿	
	第2小期					
1550	第2 段 第3小期					丸皿・稜皿
	第4小期					
1600	第3 段 第5小期					
	第6小期					
1650	第4 段 第7小期					鉄 絵 皿
	第8小期				志野丸皿	
1650	第5 段 第9小期					
	第10小期					
	第11小期					

第8図 瀬戸・美濃大窯編年図(1)



第9図 瀬戸・美濃大窯編年図(2)

Study on Artisan Groups of the Ôgama Period
at Seto- and Mino-style Kilns

FUJISAWA Ryôsuke

Recently, studies on the Medieval ceramic industry have progressed favorably. Active approaches from various angles have been tried, including philology and archaeology. In particular, studies on the form of production and administration of the Medieval potteries deserve attention.

A predominant view on the Medieval ceramic industry is that the basic form of production and administration was that of a side job during the agricultural slack season, an image was assumed of semi-agricultural, semi-industrial producers with a low level of specialization in pottery. However, various problems have been pointed out on the interpretation of documents on which this common opinion is based. At present, we cannot unconditionally determine that pottery was the farmers' side job during the agricultural slack season.

This paper inquires into the form of production and administration at the 'Ôgama' (Seto-and Mino-style great kilns), which can be examined from both historical documents and archaeological materials. Firstly, from the historical documents, it has been clarified that 'Kamaya' (potters), who appear in the documents issued from the later 16th to the early 17th Centuries, were granted privileges by their rulers, such as Sengoku Daimyô (lords in the Age of Civil Wars), for example, exemption from various services, like other artisans of the same period. In return, they were burdened with charges unique to the 'Kamaya', such as special orders to supply pottery, the payment of business taxes, etc. It is also clear that the 'Kamaya' existed independently as artisans (a professional group) while having some connections with commercial activities and agricultural production.

Secondly, from the archaeological materials, the following points have been clarified: Through analysis of the distribution of the, 'Ôgama', the expansion of great-kiln production techniques shows that ordinary artisan groups were engaged in production as professional groups, in the same way as the 'Kamaya' seen in the historical documents; kilns had already started to be concentrated in village areas immediately before the establishment of the great kilns, and the character of the artisan groups as professional groups goes back to the latter half of the 15th Century; the group structure of the 'Ôgama' at Seto-Mino area differs substantially before and after the unification of Japan by ODA Nobunaga; and with Nobunaga's unification, the artisan groups at Seto-Mino area were directly incorporated into the distribution system controls, which covered both within and without the territories ruled by the Nobunaga government.